**令和４年１０月版**

| 主眼事項 | 着眼点 | 根拠法令 | 確認文書 | 備考・確認事項 | 点検結果 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 第９　基本方針 | （１）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（個別支援計画）を作成し、これに基づき利用者に対して外部サービス利用型指定共同生活援助を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に外部サービス利用型指定共同生活援助を提供しているか。 | 法第43条平18厚令171第3条第1項 | 運営規程個別支援計画ケース記録 | →個別支援計画は別項目 | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （２）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に努めているか。 | 平18厚令171第3条第2項 | 運営規程個別支援計画ケース記録 | →身体拘束の禁止は別項目 | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （３）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。 | 平18厚令171第3条第3項 | 運営規程研修計画、研修実施記録虐待防止関係書類体制の整備をしていることが分かる書類 | 虐待研修実施　　　　　　 有・無→一般研修は別項目 | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （４）外部サービス利用型指定共同生活援助の事業は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において、相談、入浴、排泄又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行っているか。 | 平18厚令171第213条の13 | 運営規程個別支援計画ケース記録 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| 第10　人員に関する基準１　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者の員数（１）世話人 | 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりになっているか。　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上となっているか。（ただし、平成26年4月1日に現に存する指定共同生活援助事業所における世話人の員数については、当分の間、常勤換算方法で、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の利用者の数を10で除した数以上となっているか。）◎解釈通知第１５の５（１）人員に関する基準①　世話人（基準第213 条の14 第１項第１号）指定共同生活援助の場合と同趣旨であるため、１の（１）及び（３）を参照されたい。ただし、平成26 年4 月1 日に現に存する指定共同生活援助事業所における世話人の員数については、当分の間、常勤換算方法で、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の利用者の数を10 で除して得た数以上とする。◎解釈通知第１５の１（１）世話人（基準第208 条第１項第１号）指定共同生活援助事業所における世話人の員数については、常勤換算方法で、当該指定共同生活援助事業所の利用者の数を６で除して得た数以上とする。（例）利用者を12 人とし、当該指定共同生活援助事業所における常勤の勤務時間を１週間40時間とした場合、当該事業所における指定共同生活援助の提供に従事する勤務時間の延べ数を、１週間の間に、40時間×（12÷６）人＝延べ80時間以上確保する必要がある。◎解釈通知第１５の１（３）世話人及び生活支援員の要件等① 世話人及び生活支援員は障害者の福祉の増進に熱意があり、障害者の日常生活を適切に支援する能力を有する者でなければならない。② 世話人及び生活支援員については、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、利用者の生活サイクルに応じて、一日の活動終了時刻から開始時刻までを基本として、夜間及び深夜の時間帯を設定するものとし、当該夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における指定共同生活援助の提供に必要な員数を確保するものとする。 | 法第43条第1項平18厚令171第213条の14第1項平18厚令171第213条の14第1項第1号 | 勤務実績表出勤簿（タイムカード）従業員の資格証勤務体制一覧表利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等） | ①前年度平均利用者数　人②必要数　人・常勤　人・非常勤　人・常勤換算後　人 | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| （２）サービス管理責任者 | 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、①又は②に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ①又は②に掲げる数となっているか。①　利用者の数が30以下　1以上②　利用者の数が31以上　1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上◎解釈通知第１５の５（１）②　サービス管理責任者（基準第213 条の14 第１項第２号）指定共同生活援助の場合と同趣旨であるため、１の（４）及び（５）を参照されたい。◎解釈通知第１５の１（４）サービス管理責任者（基準第208 条第１項第３号）外部サービス利用型指定共同生活援助事業所におけるサービス管理責任者については、常勤換算方法により、必要な員数の配置が求められるものではないが、サービス管理責任者としての業務を適切に遂行する観点から、必要な勤務時間が確保されている必要があること。（５）サービス管理責任者と他の職務との兼務について（基準第208 条第３項）外部サービス利用型指定共同生活援助事業所におけるサービス管理責任者については、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に置かれる世話人又は生活支援員のいずれかの職務と兼務して差し支えない。ただし、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所における入居定員が20 人以上である場合については、できる限り専従のサービス管理責任者を確保するよう努めるものとすること。 | 平18厚令171第213条の14第1項第2号 | 勤務実績表出勤簿（タイムカード）従業員の資格証勤務体制一覧表利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等） | サービス管理責任者名　　　　　　　　◆勤務形態[ ] 常勤[ ] 非常勤届出から変更があるか変更があれば変更届の提出を指導 | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| （３）利用者数の算定 | (1)及び(2)の利用者の数は、前年度の平均値となっているか。ただし、新規に指定を受ける場合は、適切な推定数により算定されているか。 | 平18厚令171第213条の14第2項 | 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等） | 事前調書で確認 | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| （４）職務の専従 | 　(1)及び(2)に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の従業者は､専ら当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者となっているか。（ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。） | 平18厚令171第213条の14第3項 | 従業者の勤務実態の分かる書類（出勤簿等） | 兼務がある場合の兼務状況確認 | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| （５）管理者 | ①　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。（ただし、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の管理上支障がない場合は、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。）②　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の管理者は、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助を提供するために必要な知識及び経験を有する者となっているか。◎解釈通知第１５の５（１）③　準用（基準第213 条の15）指定療養介護の場合と同趣旨であるため、第四の１の（７）の①を参照されたい。◎解釈通知第４の１（７）管理者（基準第51条）①管理者の専従指定療養介護事業所の管理者は、原則として、専ら当該指定療養介護事業所の管理業務に従事するものである。ただし、以下の場合であって、当該指定療養介護事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。ア　当該指定療養介護事業所のサービス管理責任者又は従業者としての職務に従事する場合イ　当該指定療養介護事業所以外の他の指定障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等の管理者又はサービス管理責任者若しくは従業者としての職務に従事する場合であって、特に当該指定療養介護事業所の管理業務に支障がないと認められる場合 | 平18厚令171第213条の15準用（第209条第1項）平18厚令171第213条の15準用（第209条第2項） | 管理者の雇用形態が分かる書類勤務実績表出勤簿（タイムカード）従業員の資格証勤務体制一覧表管理者に必要な知識や経験があることが分かる書類（資格証、研修修了証等） | 氏名：兼務内容 | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| 第11　設備に関する基準　　設備 | ①　外部サービス利用型指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設（入所施設）又は病院の敷地外にあるようになっているか。◎解釈通知第１５の５（２）設備に関する基準（基準第213 条の16）基準第210 条については、外部サービス利用型指定共同生活援助について準用されるものであることから、２を参照されたい。◎解釈通知第１５の２（１）立地（基準第210 条第１項）外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の立地については、利用者に対して、家庭的な雰囲気の下、外部サービス利用型指定共同生活援助を提供するとともに、地域との交流を図ることによる社会との連帯を確保する観点から、入所施設や病院の敷地内に立地されるのではなく、住宅地又は住宅地と同程度に家族や地域住民との交流の機会が確保される地域の中に立地されることについて、都道府県知事が確認することを求めたものである。この場合、開設及び指定申請時においては、都市計画法（昭和43 年法律第100 号）その他の法令の規定や、土地の所有関係により一律に判断するのではなく、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所を開設しようとする場所の現地調査等により、周辺の環境を踏まえ、地域の実情に応じて適切に判断されるべきものである。なお、この規定は、平成18 年９月30 日において現に存する旧外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の調査を改めて行う必要があることを示したものではないこと。 | 法第43条第2項平18厚令171第213条の16準用（第210条第1項） | 平面図【目視】 | 指定内容と変更ないか玄関、入口、通路等が整理整頓され、通行時の安全に問題はないか。 | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | ②　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所は、1以上の共同生活住居（サテライト型住居を除く。以下この②、④から⑥までにおいて同じ。）を有するものとし、当該共同生活住居及びサテライト型住居の入居定員の合計は4人以上となっているか。◎解釈通知第１５の２（２）事業所の単位（基準第210 条第２項）外部サービス利用型指定共同生活援助事業所については、個々の共同生活住居ごとに指定を行うのではなく、一定の地域の範囲内に所在する１以上の共同生活住居（サテライト型住居（当該サテライト型住居を設置しようとする者により設置される当該サテライト型住居以外の共同生活住居であって、当該サテライト型住居に入居する者に対する支援を行うもの（以下「本体住居」という。）と密接な連携を確保しつつ、本体住居とは別の場所で運営される共同生活住居をいう。以下同じ。）を除く。以下この（２）、（３）の①及び③から⑤まで並びに（４）において同じ。）を外部サービス利用型指定共同生活援助事業所として指定することとし、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所における共同生活住居及びサテライト型住居の入居定員の合計が４人以上でなければならないものとする。なお、この場合の「一定の地域の範囲」とは、いずれの共同生活住居及びサテライト型住居についても、主たる事務所から概ね30 分程度で移動できる範囲に所在する場合であって、サービス管理責任者の業務を遂行する上で支障がないなど、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所としての一体的なサービス提供に支障がない範囲をいうものである。 | 平18厚令171第213条の16準用（第210条第2項） | 平面図【目視】 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | ③　共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫したものとなっているか。 | 平18厚令171第213条の16準用（第210条第3項） | 平面図設備・備品等一覧表【目視】 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | ④　共同生活住居は、その入居定員は2人以上10人以下となっているか。　　ただし、既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、当該共同生活住居の入居定員は2人以上20人（都道府県知事が特に必要があると認めるときは30人）以下となっているか。 | 平18厚令171第213条の16準用（第210条第4項） | 平面図【目視】 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | ⑤　既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であって、都道府県知事が特に必要があると認めるときは、④の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員は2人以上30人以下（ただし、当該共同生活住居を改築する時点の入居定員と同数を上限とする。）となっているか。◎解釈通知第１５の２（３）共同生活住居（基準210 条第３項から第５項まで）①　「共同生活住居」とは、複数の居室に加え、居間、食堂、便所、浴室等を共有する１つの建物をいう。ただし、マンション等の建物において、複数の利用者が共同生活を営むことが可能な広さを有する住戸については、当該住戸を共同生活住居として捉え、ワンルームタイプなど、これに該当しない住戸については、建物内の複数の住戸を共同生活住居として定めるものとする。なお、マンション等の建物内において、複数の共同生活住居を設置する場合における当該複数の共同生活住居の入居定員の合計数が、基準第210条第４項及び第５項に規定する共同生活住居の入居定員を超える場合にあっては、マンション等の建物内の全ての住戸を共同生活住居とすることは認められないこと。また、特にワンルームタイプなどの複数の住戸を共同生活住居として認める場合には、共同生活住居の趣旨を踏まえ、利用者が地域の中で家庭的な雰囲気の下、共同して暮らせる環境作りなどに配慮されたい。②　共同生活住居の配置、構造及び設備については、例えば、車いすの利用者がいる場合は必要な廊下幅の確保や段差の解消を行う等、利用者の障害特性に応じて工夫されたものでなければならない。③　①の規定にかかわらず、都市部など土地の取得が極めて困難な地域等であって、次のアからエまでのいずれにも該当するものとして、都道府県知事が特に必要と認めた場合においては、１つの建物の中に複数の共同生活住居を設置することができるものとする。なお、この場合の一のユニットの入居定員は６人以下とすることが望ましいこと。ア　地域で生活している障害者等との常時の連絡体制の確保、緊急一時的な宿泊の場の提供など地域で暮らしている障害者等を支援するための事業又は地域の関係機関と連絡調整を行うコーディネート事業を行うこと。具体的には、指定地域定着支援事業や指定短期入所事業、若しくは、「地域生活支援事業の実施について」（平成18年８月１日障発第0801002 号）の別紙１「地域生活支援事業実施要綱」の別記11 の（５）イの（イ)のコーディネート事業又はこれらに準ずるものを外部サービス利用型指定共同生活援助事業と併せて実施することが考えられる。イ　アの機能を当該共同生活住居に付加的に集約して整備することが障害福祉計画に地域生活支援拠点の整備の一環として位置づけられていることウ　１つの建物であっても、入り口（玄関）が別になっているなど建物構造上、共同生活住居ごとの独立性が確保されていることエ　１つの建物に設置する複数の共同生活住居の入居定員の合計数が20 人以下（短期入所（空床利用型を除く。）を行う場合、当該短期入所の利用定員数を含む。）であること④　サテライト型住居と一体として運営される本体住居及びサテライト型住居については、サテライト型住居の入居者から適切に通報を受けることができるよう、それぞれの住居に必要な通信機器を設けるものとすること。なお、当該通信機器については、必ずしも当該本体住居に設置され固定されている必要はなく、携帯電話等であっても差し支えないこと。⑤　一の共同生活住居の入居定員は、次のとおりとする。ア　平成18 年10 月１日以降新規に設置する場合２人以上10 人以下イ　既存の建物を共同生活住居として利用する場合２人以上20 人以下ウ　都道府県における外部サービス利用型指定共同生活援助及び外部サービス利用型外部サービス利用型指定共同生活援助の量が、都道府県障害福祉計画において定める量満たない地域であって、都道府県知事が特に必要と認めた場合21人以上30人以下エ　都市部等土地の取得が極めて困難な地域において、入居定員が10人以上の既存の共同生活住居を改築する場合であって、近隣の住宅地等に新たに土地を確保できないなど改築後に共同生活住居を複数に分けて設置することが極めて困難であると都道府県知事が認めた場合2人以上30人以下（ただし、改築後の共同生活住居の入居定員は、改築する時点の当該共同生活住居の入居定員と同数を上限とする） | 平18厚令171第213条の16準用（第210条第5項） | 平面図【目視】 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | ⑥　共同生活住居は、１以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けているか。◎解釈通知第１５の２（４）ユニット（基準第210 条第６項から第８項まで）「ユニット」とは、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される生活単位をいい、共同生活住居については、１以上のユニットを設けるものとし、当該ユニットごとに、原則として、風呂、トイレ、洗面所、台所等日常生活を送る上で必要な設備を設けなければならないものとするが、利用者に対して、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に支障がない場合は、この限りではない。なお、この場合の留意点は次のとおりである。①　ユニットの入居定員は、２人以上10 人以下とする。②　ユニットには、居室のほか、居間、食堂等の利用者が相互交流を図ることができる設備を設けるものとすること。また、これらの設備（居室を除く。）については、原則として利用者（サテライト型住居を設置する場合は当該サテライト型住居の利用者を含む。）及び従業員が一堂に会するのに十分な広さを確保するものとする。③　居室の定員については、１人とすること。ただし、夫婦で居室を利用する場合等、利用者の希望を踏まえ、一の居室を２人で利用することは差し支えないが、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者の都合により一方的に２人部屋とすることは認められないものであること。なお、２人部屋については、特に居室面積の基準は示していないが、十分な広さを確保しなければならないものとする。④　居室の面積は、7.43 平方メートル（和室であれば4.5 畳）以上とされているが、生活の場であることを基本に、収納設備は別途確保するなど利用者の私物等も置くことができる十分な広さを有するものとすること。⑤　居室とは、廊下、居間等につながる出入口があり、他の居室とは明確に区分されているものをいい、単にカーテンや簡易なパネル等で室内を区分しただけと認められるものは含まれないこと。ただし、一般の住宅を改修している場合など、建物の構造上、各居室間がふすま等で仕切られている場合は、この限りではない。 | 平18厚令171第213条の16準用（第210条第6項） | 平面図設備・備品等一覧表【目視】 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | ⑦　ユニットの入居定員は、2人以上10人以下となっているか。 | 平18厚令171第213条の16準用（第210条第7項） | 平面図【目視】 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | ⑧　ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けているか。その基準は次のとおりとなっているか。　ア　１の居室の定員は、１人とすること。　　（ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、２人とすることができる。）　イ　１の居室の面積は、収納設備等を除き、7．43平方メートル以上とすること。 | 平18厚令171第213条の16準用（第210条第8項） | 平面図設備・備品等一覧表【目視】 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | ⑨　サテライト型住居の基準は、次のとおりとなっているか。　ア 入居定員を１人とすること。 イ　日常生活を営む上で必要な設備を設けること。 ウ　居室の面積は、収納設備等を除き、7．43平方メートル以上とすること。◎解釈通知第１５の２（５）サテライト型住居（基準第210 条第９項）①　サテライト型住居は、本体住居とサテライト型住居の入居者が、日常的に相互に交流を図ることができるよう、サテライト型住居の入居者が通常の交通手段を利用して、本体住居とサテライト型住居の間を概ね20分以内で移動することが可能な距離に設置することを基本とする。なお、当該距離要件については、移動に要する時間により一律に判断するのではなく、交通基盤の整備状況や気候・地理的な条件等を踏まえつつ、地域の実情に応じて適切に判断すること。②　サテライト型住居は、一の本体住居に２か所の設置を限度とする。ただし、本体住居の入居定員が４人以下の場合は、１か所の設置を限度とする。なお、一定の地域の範囲内に所在する複数の共同生活住居を本体住居として、１つの建物に複数のサテライト型住居を集約して設置することは認められないこと。③　サテライト型住居については、当該サテライト型住居ごとに、原則として、風呂、トイレ、洗面所、台所等日常生活を送る上で必要な設備を設けなければならないものとする。なお、この場合の留意点は次のとおりである。ア　サテライト型住居の入居定員は、１人とする。イ　サテライト型住居の居室の面積は、7.43 平方メートル（和室であれば4.5 畳）以上とされているが、生活の場であることを基本に、収納設備は別途確保するなど利用者の私物等も置くことができる十分な広さを有するものとすること。 | 平18厚令171第213条の16準用（第210条第9項） | 平面図設備・備品等一覧表【目視】 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （経過措置）（１）平成18年厚生労働省令第171号（指定障害福祉サービス基準）の施行日（施行日）において現に入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居として外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、第3の①の規定にかかわらず、当該建物を共同生活住居とする外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行うことができる。（２）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、施行日において現に存する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う場合には、当該事業所の共同生活住居（基本的な設備が完成しているものを含み、指定障害福祉サービス基準の施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）が満たすべき設備に関する基準については、第3の⑦及び⑧の規定にかかわらず、平成18年厚生労働省令第58号（旧指定基準）第109条第2項及び第3項に定める基準によることができる。（３）施行日において現に存する身体障害者福祉ホーム、精神障害者生活訓練施設、指定知的障害者通勤寮若しくは知的障害者福祉ホーム又は旧精神障害者福祉ホ－ム（基本的な設備が完成しているものを含み、指定障害福祉サービス基準の施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）において行われる外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について、第3の規定を適用する場合においては、当分の間、第3の⑦中「2人以上10人以下」とあるのは「2人以上30人以下」とし、第3の⑧のイの規定は、旧精神障害者福祉ホーム(障害者総合支援法施行令附則第8条の2に規定する厚生労働大臣が定めるものを除く。)を除き、当分の間、適用しない。 | 平18厚令171附則第12条平18厚令171附則第18条平18厚令171附則第19条 | 適宜必要と認める資料 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| 第12　運営に関する基準１　内容及び手続の説明及び同意 | （１）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者等が外部サービス利用型指定共同生活援助の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者と受託居宅介護サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業所の名称その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。◎解釈通知第１５の５の（３）①　内容及び手続きの説明及び同意（基準第213 条の17）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者に対し適切な外部サービス利用型指定共同生活援助を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者に対し、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の運営規程の概要、従業者の勤務体制、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者と受託居宅介護サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスの事業を行う事業所の名称、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、利用者の障害の特性に応じ、適切に配慮されたわかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を受けることにつき、当該利用申込者の同意を得なければならないこととしたものである。なお、利用者及び外部サービス利用型指定共同生活援助事業所双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいものである。また、利用者との間で当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に係る契約が成立したときは、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法第77 条第１項の規定に基づき、ア 当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地イ 当該事業の経営者が提供する外部サービス利用型指定共同生活援助の内容ウ 当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項エ 外部サービス利用型指定共同生活援助の提供開始年月日オ 外部サービス利用型指定共同生活援助に係る苦情を受け付けるための窓口を記載した書面を交付すること。なお、利用者の承諾を得た場合には当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。 | 平18厚令171第213条の17第1項 | 重要事項説明書利用契約書 | 最新の重要事項説明書の確認実際使用されている物について確認重要事項記載事項☐運営規程の概要☐従業者の勤務体制☐事故発生時の対応☐苦情処理の体制☐第三者評価の実施状況内容が運営規程と整合しているか | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （２）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、社会福祉法第77条の規定に基づき、書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。 | 平18厚令171第213条の17第2項 | 重要事項説明書利用契約書その他利用者に交付した書面 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| ２　提供拒否の禁止 | 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、正当な理由がなく、外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を拒んでいないか。◎解釈通知第１５の４(３)⑥準用◎解釈通知第３の３（３）提供拒否の禁止（基準第11 条）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、原則として、利用申込みに対して応じなければならないことを規定したものであり、特に、障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものである。提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、①　当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合③　当該事業所の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護を提供することが困難な場合④　入院治療が必要な場合である。 | 平18厚令171第213条の22準用（第11条） | 適宜必要と認める資料 | 提供拒否事例の有無□有□無有の場合の理由 | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| ３　連絡調整に対する協力 | 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。 | 平18厚令171第213条の22準用（第12条） | 適宜必要と認める資料 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| ４　受給資格の確認 | 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確かめているか。 | 平18厚令171第213条の22準用（第14条） | 受給者証の写し |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| ５　訓練等給付費の支給の申請に係る援助 | （１）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、共同生活援助に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに訓練等給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。（２）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、共同生活援助に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う訓練等給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。 | 平18厚令171第213条の22準用（第15条第1項）平18厚令171第213条の22準用（第15条第2項） | 適宜必要と認める資料 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| ６　心身の状況等の把握 | 　外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。 | 平18厚令171第213条の22準用（第16条） | アセスメント記録ケース記録 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| ７　指定障害福祉サービス事業者等との連携等 | （１）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助を提供するに当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。（２）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 | 平18厚令171第213条の22準用（第17条第1項）平18厚令171第213条の22準用（第17条第2項） | 個別支援計画ケース記録 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| ８　サービスの提供の記録 | （１）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助を提供した際は、当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供日、内容その他必要な事項を記録しているか。 | 平18厚令171第213条の22準用（第53条の2第1項） | サービス提供の記録 | 報酬請求と合致 | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （２）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、(1)の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から外部サービス利用型指定共同生活援助を提供したことについて確認を受けているか。◎解釈通知第１５の５(３)６準用◎解釈通知第４の３（２） サービスの提供の記録（基準第53 条の２）①　基準第53条の２第１項は、利用者及び指定療養介護事業者が、その時点での指定療養介護の利用状況等を把握できるようにするため、指定療養介護事業者は、指定療養介護を提供した際には、当該療養介護の提供日、提供したサービスの具体的内容、利用者負担額等の利用者に伝達すべき必要な事項についての記録を適切に行うことができる場合においては、これらの事項について後日一括して記録することも差し支えないこととしたものである。②　利用者の確認基準第53条の２第２項は、同条第１項のサービスの提供の記録について、サービスの提供に係る適切な手続を確保する観点から、利用者の確認を得なければならないこととしたものである。 | 平18厚令171第213条の22準用（第53条の2第2項） | サービス提供の記録 | 提供記録の利用者確認欄（後日一括記録も認められている） | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| ９　入退居 | （１）外部サービス利用型指定共同生活援助は、共同生活住居への入居を必要とする利用者(入院治療を要する者を除く。)に提供されているか。 | 平18厚令171第213条の22準用（第210条の2第1項） | 個別支援計画サービス提供の記録アセスメント記録 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （２）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めているか。 | 平18厚令171第213条の22準用（第210条の2第2項） | 個別支援計画アセスメント記録サービス担当者会議の記録 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （３）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行っているか。 | 平18厚令171第213条の22準用（第210条の2第3項） | ケース記録サービス提供の記録 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （４）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者の退居に際しては、利用者に対し、適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 | 平18厚令171第213条の22準用（第210条の2第4項） | 他サービスとの連携状況が分かる書類（ケース記録、サービス提供の記録等） |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| 10　入退居の記録の記載等 | （１）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、入居者の入居又は退居に際しては、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項(受給者証記載事項）を利用者の受給者証に記載しているか。 | 平18厚令171第213条の22準用（第210条の3第1項） | 適宜必要と認める資料 | 記載後の受給者証の写し（または口頭確認） | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （２）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受給者証記載事項その他必要な事項を遅滞なく市町村に対し報告しているか。 | 平18厚令171第213条の22準用（第210条の3第2項） | 適宜必要と認める資料 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| 11　外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等 | （１）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が、外部サービス利用型指定共同生活援助を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限られているか。 | 平18厚令171第213条の22準用（第20条第1項) | 適宜必要と認める資料 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | ２）(1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得ているか。（ただし、12の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りでない。） | 平18厚令171第213条の22準用（第20条第2項） | 適宜必要と認める資料 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| 12　利用者負担額等の受領 | （１）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該外部サービス利用型指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払を受けているか。 | 平18厚令171第213条の22準用（第210条の4第1項） | 請求書領収書 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （２）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、法定代理受領を行わない外部サービス利用型指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該外部サービス利用型指定共同生活援助に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。 | 平18厚令171第213条の22準用（第210条の4第2項） | 請求書領収書 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （３）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、外部サービス利用型指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、支給決定障害者から受けることのできる次に掲げる費用の支払を受けているか。　　①　食材料費　　②　家賃(障害者総合支援法第34条第1項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合(同条第2項において準用する同法第29条第4項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定共同生活介護事業者に支払われた場合に限る。)は、当該利用者に係る家賃の月額から同法第34条第2項において準用する同法第29条第5項の規定により当該利用者に支給があったものとみなされた特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする。)　　③　光熱水費　　④　日用品費　　⑤　①から④のほか、外部サービス利用型指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの◎解釈通知第１５の３（３）利用者負担額等の受領（基準第210 条の４）②　その他受領が可能な費用の範囲基準第210 条の４第３項は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、外部サービス利用型指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、ア 食材料費イ 家賃ウ 光熱水費エ 日用品費オ 日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるものの支払を受けることができることとし、訓練等給付費等の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。なお、オの具体的な範囲については、「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて」（平成18 年12 月６日障発第1206002 号当職通知）によるものとする。また、入居前の体験的な利用（以下「体験利用」という。）に係る利用者については、利用日数に合わせて按分する等の方法により適切な額の支払を受けることとする。 | 平18厚令171第213条の22準用（第210条の4第3項） | 請求書領収書 | 利用料内訳□食材料費□家賃□光熱水費□日用品費□その他 | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （４）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、(1)から(3)までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しているか。 | 平18厚令171第213条の22準用（第210条の4第4項） | 領収書 | 口座引き落としの場合の交付時期と方法 | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （５）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、(3)の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得ているか。 | 平18厚令171第213条の22準用（第210条の4第5項） | 重要事項説明書 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| 13　利用者負担額に係る管理 | （１）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。）が同一の月に当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が提供する外部サービス利用型指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該外部サービス利用型指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しているか。　　　この場合において、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。 | 平18厚令171第213条の22準用（第170条の2第1項） | 適宜必要と認める資料 | ◆上限管理事例　件 | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （２）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。）の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が提供する外部サービス利用型指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該外部サービス利用型指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しているか。この場合において、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。 | 平18厚令171第213条の22準用（第170条の2第2項) | 適宜必要と認める資料 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| 14　訓練等給付費の額に係る通知等 | （１）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、法定代理受領により市町村から外部サービス利用型指定共同生活援助に係る訓練等給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る訓練等給付費の額を通知しているか。 | 平18厚令171第213条の22　 準用（第23条第1項） | 通知の写し |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （２）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、法定代理受領を行わない外部サービス利用型指定共同生活援助に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した外部サービス利用型指定共同生活援助の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しているか。 | 平18厚令171第213条の22準用（第23条第2項） | サービス提供証明書の写し |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| 15　外部サービス利用型指定共同生活援助の取扱方針 | （１）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助に係る個別支援計画（共同生活援助計画）に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、外部サービス利用型指定共同生活援助の提供が漫然かつ画一的なものとならないように配慮しているか。 | 平18厚令171第213条の22準用（第210条の5第1項） | 適宜必要と認める資料 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （２）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、入居前の体験的な利用を希望する者に対して外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を行う場合には、共同生活援助計画に基づき、当該利用者が、継続した外部サービス利用型指定共同生活援助の利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようにしているか。 | 平18厚令171第213条の22準用（第210条の5第2項） | 適宜必要と認める資料 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （３）外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。 | 平18厚令171第213条の22準用（第210条の5第3項） | 適宜必要と認める資料 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （４）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、その提供する外部サービス利用型指定共同生活援助の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 | 平18厚令171第213条の22準用（第210条の5第4項） | 適宜必要と認める資料 | 第三者評価受診□無し□有り　年　月　日 | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| 16　外部サービス利用型共同生活援助計画の作成等 | （１）外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の管理者は、サービス管理責任者に共同生活援助計画の作成に関する業務を担当させているか。 | 平18厚令171第213条の22準用（第58条第1項) | 個別支援計画サービス管理責任者が個別支援計画を作成していることが分かる書類 | 未作成減算あり | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （２）サービス管理責任者は、外部サービス利用型共同生活援助計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。 | 平18厚令171第213条の22準用（第58条第2項) | 個別支援計画アセスメント及びモニタリングを実施したことが分かる記録 | 体験入居も計画作成必要 | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （３）アセスメントに当たっては、利用者に面接して行っているか。　　　この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ているか。 | 平18厚令171第213条の22準用（第58条第3項) | アセスメントを実施したことが分かる記録面接記録 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （４）サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、外部サービス利用型指定共同生活援助の目標及びその達成時期、外部サービス利用型指定共同生活援助を提供する上での留意事項等を記載した共同生活援助　　計画の原案を作成しているか。　　この場合において、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が提供する外部サービス利用型指定共同生活援助以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて共同生活援助計画の原案に位置付けるよう努めているか。 | 平18厚令171第213条の22準用（第58条第4項) | 個別支援計画の原案他サービスとの連携状況が分かる書類 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （５）サービス管理責任者は、共同生活援助計画の作成に係る会議（テレビ電話装置等の活用可能。）を開催し、共同生活援　　助計画の原案の内容について意見を求めているか。 | 平18厚令171第213条の22準用（第58条第5項)  | サービス担当者会議の記録 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （６）サービス管理責任者は、共同生活援助計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。 | 平18厚令171第213条の22準用（第58条第6項) | 個別支援計画（利用者または家族の署名捺印） | 文書同意 | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （７）サービス管理責任者は、共同生活援助計画を作成した際には、当該共同生活援助計画を利用者に交付しているか。 | 平18厚令171第213条の22準用（第58条第7項) | 利用者に交付した記録個別支援計画（利用者または家族の署名捺印） |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （８）サービス管理責任者は、外部サービス利用型共同生活援助計画の作成後、外部サービス利用型共同生活援助計画の実施状況の把握（モニタリング（利用者についての継続的なアセスメントを含む。））を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、外部サービス利用型共同生活援助計画の見直しを行い、必要に応じて外部サービス利用型共同生活援助計画の変更を行っているか。 | 平18厚令171第213条の22準用（第58条第8項) | 個別支援計画アセスメント及びモニタリングに関する記録 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （９）サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。　　①　定期的に利用者に面接すること。　　②　定期的にモニタリングの結果を記録すること。 | 平18厚令171第213条の22準用（第58条第9項) | モニタリング記録面接記録 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （10）外部サービス利用型共同生活援助計画に変更のあった場合、(2)から(7)に準じて取り扱っているか。 | 平18厚令171第213条の22準用（第58条第10項) | (2)から(7)に掲げる確認資料 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| 17　サービス管理責任者の責務 | 　サービス管理責任者は、外部サービス利用型共同生活援助計画の作成等のほか、次に掲げる業務を行っているか。　①　利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の身体及び精神の状況、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。　②　利用者の身体及び精神の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。 ③　利用者が自立した社会生活を営むことができるよう指定生活介護事業所等との連絡調整を行うこと。　④　他の従事者に対する技術的指導及び助言を行うこと。 | 平18厚令171第213条の22準用（第210条の6） | 個別支援計画アセスメント及びモニタリングに関する記録個別支援計画アセスメント及びモニタリングに関する記録サービス提供の記録指定生活介護事業所等との連絡調整した記録他の従業者に指導及び助言した記録 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| 18　相談及び援助 | 　外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。 | 平18厚令171第213条の22準用（第60条) | 適宜必要と認める資料 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| 19　介護及び家事等 | （１）介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行っているか。◎解釈通知第１５の３（５）介護及び家事等（第211 条）①　支援の基本方針外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に当たって、利用者の状態に応じ、利用者がその自主性を保ち、意欲的に日々の生活を送ることができるように外部サービス利用型指定共同生活援助を提供し又は必要な支援を行うものとする。また、外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者の人格に十分に配慮しなければならない。 | 平18厚令171第213条の22準用（第211条第1項） | 個別支援計画サービス提供の記録業務日誌等 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （２）調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うよう努めているか。◎解釈通知第１５の３（５）介護及び家事等（第211 条）②　家事等の実施の方法基準第211 条第２項は、利用者が従業者と調理や洗濯、掃除、買物、レクリエーション、行事等を共同で行うことにより、良好な人間関係に基づく家庭的な生活環境の中で日常生活が送れるようにしなければならないこととしたものである。 | 平18厚令171第213条の22準用（第211条第2項） | 勤務実績表出勤簿（タイムカード）従業員の資格証勤務体制一覧表 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （３）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による家事等を受けさせていないか。◎解釈通知第１５の３（５）介護及び家事等（第211 条）③　居宅介護等の利用の制限同条第３項は、外部サービス利用型指定共同生活援助は、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者でない、いわゆる付添者による介護や居宅介護等の他の障害福祉サービスによる介護を、利用者の負担によって利用させることができないこととしたものである。ただし、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者の負担により、居宅介護等のサービスを利用させることは差し支えない。なお、指定重度障害者等包括支援として提供される外部サービス利用型指定共同生活援助については、この限りではない。④　サテライト型住居の入居者への支援サテライト型住居の入居者に対しては、共同生活援助計画に基づき、定期的な巡回等により、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行うものとする。なお、この場合の「定期的な巡回等」とは、原則として１日複数回の訪問を行うことを想定しているが、訪問回数及び訪問時間等については適切なアセスメント及びマネジメントに基づき、利用者との合意の下に決定されるべきものであり、サテライト型住居の入居者が本体住居で過ごす時間やその心身の状況等に応じて訪問を行わない日があることを必ずしも妨げるものではないこと。また、訪問時間については短時間に限らず、必要なケアの内容に応じ柔軟に設定すること。サテライト型住居を設置する外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、サテライト型住居の入居者が、当該サテライト型住居を退去し、一般住宅等において、安心して日常生活を営むことができるかどうか、他の障害福祉サービス事業者等の関係者を含め、定期的に検討を行うとともに、当該サテライト型住居に入居してから原則として３年の間に、一般住宅等へ移行できるよう、他の障害福祉サービス事業者等との十分な連携を図りつつ、計画的な支援を行うものとする。ただし、サテライト型住居に入居してから３年を超える場合であっても、引き続き当該住居を利用することにより単身生活への移行が具体的に見込まれる場合等については、市町村審査会における個別の判断により、３年を超える利用を認めること。また、外部サービス利用型指定共同生活援助が不要になっても、当該サテライト型住居の契約を事業者からサテライト型住居の入居者個人に切り替えることでそのまま住み慣れた住居で生活し続けることができるようにするなど、柔軟な運用や配慮を行うこと。 | 平18厚令171第213条の22準用（第211条第3項） | 従業者名簿雇用契約書個別支援計画サービス提供の記録業務日誌等 | ◆ホームヘルプ利用者有無□有り□無し | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| 20　社会生活上の便宜の供与等 | （１）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者について、指定生活介護事業所等との連絡調整、余暇活動の支援等に努めているか。◎解釈通知第１５の３（６）社会生活上の便宜の供与（基準第211 条の２）①　他の障害福祉サービス事業者等との連絡調整等外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者が充実した日常生活が営めるよう、利用者の就労先や利用する他の日中活動サービス等との連絡調整や、余暇活動等の社会生活上の支援に努めなければならないこととしたものである。②　手続等の代行外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、郵便、証明書等の交付申請等、利用者が必要とする手続等について、利用者又はその家族が行うことが困難な場合は、原則としてその都度、その者の同意を得た上で代行しなければならないこととするものである。特に金銭に係るものについては書面等をもって事前に同意を得るとともに、代行した後はその都度、本人に確認を得るものとする。③　家族との連携外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者の家族に対し、利用者とその家族が交流できる機会等を確保するよう努めなければならないこととするものである。 | 平18厚令171第213条の22準用（第211条の2第1項） | 適宜必要と認める資料 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （２）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行っているか。 | 平18厚令171第213条の22準用（第211条の2第2項） | 適宜必要と認める資料 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （３）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。 | 平18厚令171第213条の22準用（第211条の2第3項） | 適宜必要と認める資料 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| 21　緊急時等の対応 | 従業者は、現に外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。 | 平18厚令171第213条の22準用（第28条） | 緊急時対応マニュアルケース記録事故等の対応記録 | ◆事例□有り□無し | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| 22　支給決定障害者に関する市町村への通知 | 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている支給決定障害者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。①　正当な理由なしに外部サービス利用型指定共同生活援助の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。　②　偽りその他不正な行為によって訓練等給付費又は特例訓練等給付費を受け、又は受けようとしたとき。 | 平18厚令171第213条の22準用（第88条） | 適宜必要と認める資料 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| 23　管理者の責務 | （１）外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の管理者は、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。 | 平18厚令171第213条の22準用（第66条第1項) | 適宜必要と認める資料 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （２）外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の管理者は、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者に指定障害福祉サービス基準第16章（第5節及び第6節を除く。）の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。 | 平18厚令171第213条の22準用（第66条第2項) | 適宜必要と認める資料 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| 24　受託居宅介護サービスの提供 | （１）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者により、適切かつ円滑に受託居宅介護サービスが提供されるよう、必要な措置を講じているか。◎解釈通知第１５の５（３）②　受託居宅介護サービスの提供（基準第213 条の18）ア　適切かつ円滑な受託居宅介護サービス提供のための必要な措置基準第213 条の18 第１項は、利用者に対し、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供するため、必要な措置を講じなければならないこととしたものである。「必要な措置」とは、例えば、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者による会議を開催し、利用者への受託居宅介護サービスの提供等に関する情報伝達、外部サービス利用型共同生活援助計画と居宅介護計画が整合を図りつつ作成されるよう、協議等を行うことである。イ　受託居宅介護サービス提供に係る文書による報告基準第213 条の18 第２項は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービス提供の実施状況を把握するため、受託居宅介護サービス提供の日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させることとしたものである。 | 平18厚令171第213条の18第1項 | 適宜必要と認める資料 |  |  |
|  | （２）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスを提供した場合にあっては、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させているか。  | 平18厚令171第213条の18第2項 | 適宜必要と認める資料 |  |  |
| 25　運営規程 | 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。　①　事業の目的及び運営の方針　②　従業者の職種、員数及び職務の内容　③　入居定員　④　外部サービス利用型指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額　⑤　受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業所の名称及び所在地　⑥　入居に当たっての留意事項　⑦　緊急時等における対応方法　⑧　非常災害対策　⑨　事業の主たる対象とする障害の種類を定　　めた場合には当該障害の種類　⑩　虐待の防止のための措置に関する事項　⑪　その他運営に関する重要事項◎解釈通知第１５の５（３）③　運営規程（基準第213 条の19）指定共同生活援助の場合と同趣旨であるため、３の（７）を参照されたい。なお、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業者が運営規程に定める事項に加えて、受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業所の名称及び所在地に関する事項を運営規程に定めることが必要である（第５号）。◎解釈通知第１５の３（７）運営規程（基準第211 条の３）指定共同生活援助事業所の適正な運営及び利用者に対する適切な指定共同生活援助の提供を確保するため、基準第211 条の３第１号から第10号までに掲げる事項を内容とする運営規程を定めることとしたものである。①　事業の目的及び運営の方針（第１号）利用者の適切な事業所の選択に資するため、指定共同生活援助事業所であることを明記しておくこと。②　入居定員（第３号）入居定員とは、ユニットごとの入居定員、共同生活住居ごとの入居定員（サテライト型住居を設置している場合は当該サテライト型住居の入居定員を別掲する。）及び指定共同生活援助事業所が有する共同生活住居の入居定員の合計数をいうものであり、それぞれ運営規程に定めなければならないものであること。なお、入居定員には体験利用に係る利用者も含むものであるので、今まで使用してない居室等を活用して体験利用を行う場合は、新たに届け出ること。③　指定共同生活援助の内容（第４号）指定共同生活援助の内容とは、利用者に対する相談援助、入浴、排せつ及び食事の介護、健康管理、金銭の管理に係る支援、余暇活動の支援、緊急時の対応、就労先又は他の障害福祉サービス事業者等との連絡調整等の日常生活を営む上で必要な支援をいうものであり、体験利用を提供する際には、その旨明記しておくこと。④　その他運営に関する重要事項（第10 号）障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29 年厚生労働省告示第116 号）第二の三に規定する地域生活支援拠点等である場合は、その旨を規定し、「地域生活支援拠点等の整備促進について」（平成29 年7 月7 日付け障障発第0707 第1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）の２の（１）で定める拠点等の必要な機能のうち、満たす機能を明記すること。◎解釈通知第３の３（20）運営規程（基準第31条）①　従業者の職種、員数及び職務の内容（第２号）従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、基準第５条において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも差し支えない（基準第９条に規定する重要事項を記した文書に記載する場合についても、同様とする。）（以下、他のサービス種類についても同趣旨。）。⑥　虐待の防止のための措置に関する事項（第８号）「虐待の防止のための措置」については、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成23 年法律第79号)において、障害者虐待を未然に防止するための対策及び虐待が発生した場合の対応について規定しているところであるが、より実効性を担保する観点から、指定居宅介護事業者は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応が図られるための必要な措置について、あらかじめ運営規程に定めることとしたものである。具体的には、ア　虐待の防止に関する責任者の選定イ　成年後見制度の利用支援ウ　苦情解決体制の整備エ　従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施（研修方法や研修計画など）オ　基準第40 条の２第１項の「虐待の防止のための対策を検討する委員会（以下「虐待防止委員会」という。）」の設置等に関すること等を指すものであること（以下、他のサービス種類についても同趣旨）。 | 平18厚令171第213条の19 | 運営規程 | 変更がある場合は変更届けが提出されているか（人員のみなら４月１日で可） | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| 26　受託居宅介護サービス事業者への委託 | （１）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が、受託居宅介護サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受託居宅介護サービス事業所ごとに文書により行っているか。◎解釈通知第１５の５（３）④　受託居宅介護サービス事業者への委託（基準第213 条の20）基準第213 条の20 は、利用者に対する適切な外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を確保するため、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が、受託居宅介護サービス事業者に受託居宅介護サービスの提供に係る業務を委託する方法等を規定したものであるが、このほか次の点に留意するものとする。ア　外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅サービス事業者に対する委託に係る業務の管理及び指揮命令の確実な実施を確保するため、当該委託契約において次に掲げる事項を文書により取り決めなければならない。この場合において、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は受託居宅介護サービス事業者に委託した業務を再委託させてはならない。a　当該委託の範囲b　当該委託に係る業務（以下④において「委託業務」という。）の実施に当たり遵守すべき条件c　受託居宅介護サービス事業者の従業者により当該委託業務が基準第十四章第六節第四款の運営に関する基準に従って適切に行われていることを外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が定期的に確認する旨d　外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が当該委託業務に関し受託居宅介護サービス事業者に対し指示を行い得る旨e　外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が当該委託業務に関し改善の必要を認め、所要の措置を講じるようd の指示を行った場合において、当該措置が講じられたことを外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が確認する旨f　受託居宅介護サービス事業者が実施した当該委託業務により入居者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在g　その他当該委託業務の適切な実施を確保するために　必要な事項イ　外部サービス利用型指定共同生活援助事業者はアのc 及びe の確認の結果の記録を作成しなければならないこと。ウ　外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が行うアのd の指示は、文書により行わなければならないこと。エ　外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、基準第213 条の22 において準用する基準第75 条第2 項の規定に基づき、アのc 及びe の確認の結果の記録を５年間保存しなければならないこと。オ　１の受託居宅介護サービスを提供する受託居宅介護サービス事業者は、複数の事業者とすることも可能であること。なお、この場合、居宅介護サービス事業者ごとにその役割分担を明確にしておくこと。カ　外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、事業の開始に当たっては、居宅介護サービス事業者と予め契約し、法第36 条第1項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18 年厚生労働省令第19 号）第34 条の19 第１項の規定に基づき、当該受託居宅介護サービス事業者及び当該受託居宅介護サービス事業所の名称及び所在地を記載した書類を都道府県知事に提出しなければならないこと。ただし、平成26 年4 月1 日に現に存する指定共同生活援助事業所であって、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（平成25 年厚生労働省令第124 号。）附則第3 条第2 項の規定により、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所とみなされたものについては、同令附則第５条に基づき、平成26 年４月１日以降最初の指定の更新までの間は、「事業」とあるのは、「受託居宅介護サービスの提供」と読み替えるものとする。キ　基準第213 条の20 第5 項は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が、受託居宅介護サービス事業者に、業務について必要な指揮命令をすることを規定しているが、当該指揮命令には、基準第213 条の22 により準用される第28 条の緊急時の対応、第36 条の秘密保持等、第40 条の事故発生時の対応及び第35 条の２の身体拘束等の禁止の規定において求められている内容が、当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に当たる受託居宅介護サービス事業者の従業者によっても遵守されることを確保する旨が含まれていること。 | 平18厚令171第213条の20第1項 | 適宜必要と認める資料 |  |  |
|  | （２）受託居宅介護サービス事業者は、指定居宅介護事業者となっているか。 | 平18厚令171第213条の20第2項 | 適宜必要と認める資料 |  |  |
|  | （３）受託居宅介護サービス事業者が提供する受託居宅介護サービスの種類は指定居宅介護となっているか。 | 平18厚令171第213条の20第3項 | 適宜必要と認める資料 |  |  |
|  | （４）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、事業の開始に当たっては、あらかじめ、指定居宅介護事業者と、（1）に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結しているか。 | 平18厚令171第213条の20第4項 | 適宜必要と認める資料 |  |  |
|  | （５）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者に、業務について必要な管理及び指揮命令を行っているか。 | 平18厚令171第213条の20第5項 | 適宜必要と認める資料 |  |  |
|  | （６）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しているか。 | 平18厚令171第213条の20第6項 | 適宜必要と認める資料 |  |  |
| 27 勤務体制の確保等 | （１）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助を提供できるよう、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めているか。◎解釈通知第１５の５（３）⑤　勤務体制の確保等（基準第213 条の21）指定共同生活援助の場合と同趣旨であるため、３の（８）の①及び③を参照されたい。◎解釈通知第１５の３（８）勤務体制の確保等（基準第212 条）①　従業者の勤務体制利用者に対する適切な外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を確保するため、従業者の勤務体制等について規定したものであるが、世話人、生活支援員及びサービス管理責任者の日々の勤務体制、常勤・非常勤の別、管理者等との兼務関係等を事業所ごとに明確にすること。また、基準第212 条第２項は、外部サービス利用型指定共同生活援助の利用者の安定した日常生活を確保する観点から、共同生活住居ごとに担当の世話人を定めるなど、支援の継続性を重視した外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に配慮すべきこととしたものである。 | 平18厚令171第213条の21第1項 | 従業者の勤務表 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （２）(1)の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に配慮しているか。 | 平18厚令171第213条の21第2項 | 個別支援計画ケース記録 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （３）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は受託居宅介護サービス事業所の従業者によって外部サービス利用型指定共同生活援助を提供しているか。◎解釈通知第１５の３（８）勤務体制の確保等（基準第212 条）②　生活支援員の業務の外部委託同条第３項は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は原則として、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、当該事業所の従業者によって外部サービス利用型指定共同生活援助を提供しなければならないが、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、外部サービス利用型指定共同生活援助に係る生活支援員の業務の全部又は一部を他の事業者（以下「受託者」という。）に委託することができることを定めたものである。この場合において、受託者が、受託した業務の全部又は一部を再委託することは認められない。なお、警備等の外部サービス利用型指定共同生活援助に含まれない業務については、同条の規定は適用されない。同条第４項の規定は、当該委託を行う外部サービス利用型指定共同生活援助事業者（以下「委託者」という。）は、当該受託者に対する当該業務の管理及び指揮命令の確実な実施を確保するため、その業務の実施状況を定期的に確認、記録しなければならないことを定めたものである。外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、同条の規定による業務の実施状況の確認、記録を行うため、当該委託に係る契約を締結するに当たって、次に掲げる事項を文書により取り決めておくとともに、イ（Ⅰ）及び（Ⅲ）の確認の結果を記録しなければならない。ア　委託に係る業務（以下②において「委託業務」という。）の範囲イ　委託業務の実施に当たり遵守すべき条件（Ⅰ）受託者の従業者により、当該委託業務が基準第十四章第四節の運営に関する基準に従って、適切に行われていることを委託者が定期的に確認する旨（Ⅱ）委託者が当該委託業務に関し、受託者に対し、指示を行い得る旨。なお、当該指示については、文書により行わなければならないこと。（Ⅲ）委託者が当該委託業務に関し、改善の必要を認め、所要の措置を講じるよう（Ⅱ）の指示を行った場合において、当該措置が講じられたことを委託者が確認する旨（Ⅳ）受託者が実施した当該委託業務により、入居者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在（Ⅴ）その他当該委託業務の適切な実施を確保するために必要な事項 | 平18厚令171第213条の21第3項 | 勤務形態一覧表または雇用形態が分かる書類 | ◆委託□有り□無し委託有りの場合は記録を確認 | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （４）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。◎解釈通知第１５の３（８）勤務体制の確保等（基準第212 条）③　研修への参加同条第５項は、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者の質の向上を図るため、研修への参加の機会を計画的に確保することを規定したものである。 | 平18厚令171第213条の21第4項 | 研修計画、研修実施記録 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （５）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。◎解釈通知第１５の３（８）勤務体制の確保等（基準第212 条）④　同条第６項の規定は、基準第33 条第４項の規定と基本的に同趣旨であるため、第三の1 の(22)を参照されたいこと。◎解釈通知第３の３④　同条第４項は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47 年法律第113 号）第11条第１項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第30条の２第１項の規定に基づき、指定居宅介護事業者には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」という。）の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、規定したものである。指定居宅介護事業者が講ずべき措置の具体的内容及び指定居宅介護事業者が講じることが望ましい取組については、次のとおりとする。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること。ア　指定居宅介護事業者が講ずべき措置の具体的内容指定居宅介護事業者が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18 年厚生労働省告示第615 号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上構ずべき措置等についての指針（令和２年厚生労働省告示第５号。以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりであるが、特に留意されたい内容は以下のとおりである。ａ　指定居宅介護事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。ｂ　相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業者に周知すること。なお、パワーハラスメント防止のための指定居宅介護事業者の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第24号）附則第３条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30条の２第１項の規定により、中小企業（資本金が３億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下の企業）は、令和４年４月１日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされているが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努められたい。イ　指定居宅介護事業者が講じることが望ましい取組についてパワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して１人で対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されているので参考にされたい。 | 平18厚令171第213条の21第5項 | 就業環境が害されることを防止するための方針が分かる書類 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  |  |  |  |  |  |
| 28　業務継続計画の策定等 | （１）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。◎解釈通知第１５の５(３)⑥準用◎解釈通知第３の３(23)業務継続計画の策定等（基準第33条の２）①　基準第33条の２は、指定居宅介護事業者は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定居宅介護の提供を受けられるよう、指定居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、従業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならないこととしたものである。なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、基準第33条の２に基づき指定居宅介護事業者に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携して取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。なお、業務継続計画の策定等に係る義務付けの適用に当たっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和３年厚生労働省令第10号。以下「令和３年改正省令」という。）附則第３条において、３年間の経過措置を設けており、令和６年３月31日までの間は、努力義務とされている。 | 平18厚令171第213条の22準用(第33条の2第1項) | 業務継続計画 | 令和６年３月３１日まで努力義務業務継続計画[ ] 有[ ] 無 | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （２）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。◎解釈通知第１５の５(３)⑥準用◎解釈通知第３の３(23)業務継続計画の策定等（基準第33条の２）②　業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。なお、各項目の記載内容については、「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。ア　感染症に係る業務継続計画ａ　平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）ｂ　初動対応ｃ　感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）イ　災害に係る業務継続計画ａ　平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）ｂ　緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）ｃ　他施設及び地域との連携③　従業者の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。従業者教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年１回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録すること。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。④　訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、指定居宅介護事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践する支援の演習等を定期的（年１回以上）に実施するものとする。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。 | 平18厚令171第213条の22準用(第33条の2第2項) | 研修及び訓練を実施したことが分かる書類 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （３）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。 | 平18厚令171第213条の22準用(第33条の2第3項) | 業務継続計画の見直しを検討したことが分かる書類 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| 29　支援体制の確保 | 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しているか。◎解釈通知第１５の３（９）支援体制の確保（基準第212 条の２）外部サービス利用型指定共同生活援助事業所は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、地方公共団体や社会福祉法人等であって、障害福祉サービス等を経営する者や他の関係施設の機能を活用すること等により、支援体制が確立できると見込まれる者との間の連携及び支援の体制を整えなければならない旨を規定したものである。 | 平18厚令171第213条の22準用（第212条の2） | 適宜必要と認める資料 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| 30　定員の遵守 | 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、共同生活住居及びユニットの入居定員並びに居室の定員を超えて入居させていないか。（ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。） | 平18厚令171第213条の22準用（第212条の3） | 運営規程利用者数が分かる書類（利用者名簿等） |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| 31　非常災害対策 | （１）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しているか。 | 平18厚令171第213条の22準用（第70条第1項) | 非常火災時対応マニュアル（対応計画）運営規程通報・連絡体制消防用設備点検の記録 | 計画[ ] 有[ ] 無医療機関への通報・連絡体制確認従業者への周知状況 | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （２）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。◎解釈通知第１５の５(３)⑥準用◎解釈通知第４の３(19)非常災害対策（基準第70条）①　非常災害に際して必要な諸設備の整備や具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等その対策に万全を期さなければならないこととしたものである。②　「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」とは、消防法（昭和23年法律第186号）その他法令等に規定された設備を指しており、それらの設備を確実に設置しなければならない。③　「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則（昭和36年自治省令第６号）第３条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第８条の規定に基づき定められる者に行わせるものとする。④　「関係機関への通報及び連携体制の整備」とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう職員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものである。 | 平18厚令171第213条の22準用（第70条第2項) | 避難訓練の記録消防署への届出 | 消防法施行規則第３条第10項年２回以上の訓練実施 | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （３）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、（２）の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。◎解釈通知第１５の５(３)⑥準用◎解釈通知第４の３(19)非常災害対策（基準第70 条）⑤　基準第70 条第３項は、指定生活介護事業者が前項に規定する避難、救出その他の訓練の実施に当たって、できるだけ地域住民の参加が得られるよう努めることとしたものであり、そのためには、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが必要である。訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとすること。 | 平18厚令171第213条の22準用（第70条第3項) | 地域住民が訓練に参加していることが分かる書類 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| 32　衛生管理等 | （１）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。 | 平18厚令171第213条の22準用（第90条第1項） | 衛生管理に関する書類 | 食事提供を行う場合調理施設の衛生管理方法 | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （２）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。①　当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。　　②　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。　　③　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的に実施しているか。◎解釈通知第１５の５(３)⑥準用◎解釈通知第５の３（９）衛生管理等（基準第90 条）指定療養介護の場合と同趣旨であるため、第四の３の（20）を参照されたい。◎解釈通知第４の３（20）衛生管理等（基準第71条）①　基準第71条は、指定療養介護事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理に努めるべきであり、特に、従業者が感染源となることを予防し、また従業者を感染の危険から守るため、手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じるべきことを規定したものであり、このほか、次の点に留意するものとする。ア　指定療養介護事業者は、感染症又は食中毒の発生及びまん延を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。イ　特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。ウ　空調設備等により事業所内の適温の確保に努めること。②　基準第71条第２項に規定する感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように講ずるべき措置については、具体的には次のアからエまでの取扱いとすること。ア　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）であり、幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、事務長、医師、看護職員、生活支援員、栄養士又は管理栄養士）により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが必要である。感染対策委員会は、入所者の状況など施設の状況に応じ、おおむね３月に１回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害のある者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。この際、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。なお、感染対策委員会は、運営委員会など指定療養介護事業所内の他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。感染対策担当者は看護師であることが望ましい。また、指定療養介護事業所外の感染管理等の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。イ　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指　　針指定療養介護事業所における「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。平常時の対策としては、指定療養介護事業所内の衛生管理（環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理等）、日常の支援にかかる感染対策（標準的な予防策（例えば、血液・体液・分泌液・排泄物（便）などに触れるとき、傷や創傷皮膚に触れるときどのようにするかなどの取り決め）、手洗いの基本、早期発見のための日常の観察項目）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、医療処置、行政への報告等が想定される。また、発生時における指定療養介護事業所内の連絡体制や前記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」も踏まえて検討すること。ウ　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定療養介護事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的な支援の励行を行うものとする。職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該指定療養介護事業所が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年２回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず感染対策研修を実施することが重要である。また、調理や清掃などの業務を委託する場合には、委託を受けて行う者に対しても、施設の指針が周知されるようにする必要がある。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、厚生労働省「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」等を活用するなど、指定療養介護事業所内で行うものでも差し支えなく、当該指定居宅介護事業所の実態に応じ行うこと。エ　感染症の予防及びまん延の防止のための訓練平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年２回以上）に行うことが必要である。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、指定療養介護事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上での支援の演習などを実施するものとする。訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。 | 平18厚令171 第213条の22準用（第90条第2項） | 衛生管理に関する書類委員会議事録感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針研修及び訓練を実施したことが分かる書類 | 令和６年３月３１日までは努力義務おおむね３ヶ月に１回の感染対策委員会の開催[ ] 有[ ] 無指針の整備[ ] 有[ ] 無年間２回以上の研修[ ] 有[ ] 無年間２回以上の訓練[ ] 有[ ] 無従業者の健康診断実施状況入浴ｻｰﾋﾞｽの有無[ ] 有[ ] 無有の場合、浴槽の消毒・検査状況 | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| 33　協力医療機関等 | （１）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。◎解釈通知第１５の３（11）協力医療機関等（基準第212 条の４）基準第212条の４第１項及び第２項の協力医療機関及び協力歯科医療機関は、共同生活住居から近距離にあることが望ましい。 | 平18厚令171第213条の22準用（第212条の4第1項） | 適宜必要と認める資料 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （２）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めているか。 | 平18厚令171第213条の22準用（第212条の4第2項） | 適宜必要と認める資料 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| 34　掲示 | 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関及び協力歯科医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。又は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、これらの事項を記載した書面を当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させているか。◎解釈通知第１５の５(３)⑥準用◎解釈通知第４の３(21)掲示（基準第72 条）基準第72条の規定は、基準第35 条と基本的に同趣旨であるため、第の三の1の(25)を参照されたい。◎解釈通知第３の３(25)掲示(基準第35 条)①　基準第35条第１項は、指定居宅介護事業者は、運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を指定居宅介護事業所の見やすい場所に掲示することを規定したものであるが、次に掲げる点に留意する必要がある。ア　指定居宅介護事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき利用者又はその家族等に対して見やすい場所のことであること。イ　従業者の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、従業者の氏名まで掲示することを求めるものではないこと。②　同条第２項は、重要事項を記載したファイル等を利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で当該指定居宅介護事業所内に備え付けることで同条第１項の掲示に代えることができることを規定したものである。 | 平18厚令171第213条の22準用（第92条第1項・第2項） | 事業所の掲示物又は備え付け閲覧物 | 苦情対応方法・利用料の掲示もあるか | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| 35　身体拘束等の禁止 | （１）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体拘束等）を行っていないか。◎解釈通知第１５の５(３)⑥準用◎解釈通知第３の３(26)（26）身体拘束等の禁止(基準第35 条の２)①　基準第35条の２第１項及び第２項は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う場合にあっても、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものである。 | 平18厚令171第213条の22準用（第35条の2第1項） | 個別支援計画身体拘束等に関する書類 | 拘束事例[ ] 有[ ] 無有の場合記録[ ] 有[ ] 無身体拘束廃止未実施減算あり（記録以外は令和５年４月１日から適用） | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （２）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。 | 平18厚令171第213条の22準用（第35条の2第2項） | 身体拘束等に関する書類（必要事項が記載されている記録、理由が分かる書類等） |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （３）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。①　身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。②　身体拘束等の適正化のための指針を整備しているか。③　従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施しているか。◎解釈通知第１５の５(３)⑥準用◎解釈通知第３の３(26)（26）身体拘束等の禁止(基準第35 条の２)②　同条第３項第１号の「身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」（以下「身体拘束適正化検討委員会」という。）は、事業所に従事する幅広い職種により構成する。構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の身体拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要である。身体拘束適正化検討委員会には、第三者や専門家を活用することが望ましく、その方策として、医師（精神科専門医等）、看護職員等の活用が考えられる。また、事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可能であるため、事業所の規模に応じた対応を検討すること。なお、身体拘束適正化検討委員会は、少なくとも１年に１回は開催することが望ましいが、虐待防止委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営すること（虐待防止委員会において、身体拘束等の適正化について検討する場合も含む。）も差し支えない。指定生活介護事業所が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体拘束等の適正化について、事業所全体で情報共有し、不適切な身体拘束等の再発防止や身体拘束等を行わない支援方法の検討につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。身体拘束適正化検討委員会における具体的な対応は、次のようなことを想定している。ア　身体拘束等について報告するための様式を整備すること。イ　従業者は、身体拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、身体拘束等について報告すること。ウ　身体拘束適正化検討委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。エ　事例の分析に当たっては、身体拘束等の発生時の状況等を分析し、身体拘束等の発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。オ　報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。カ　適正化策を講じた後に、その効果について検証すること　。③　同条同項第２号の指定生活介護事業所が整備する「身体拘束等の適正化のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。ア　事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方イ　身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項ウ　身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方　針エ　事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針オ　身体拘束等発生時の対応に関する基本方針カ　利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針キ　その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針④　同条同項第３号の従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施に当たっては、身体拘束等の適正化の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定生活介護事業所における指針に基づき、適正化の徹底を図るものとする。職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定生活介護事業所が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修を実施（年一回以上）するとともに、新規採用時には必ず身体拘束等の適正化の研修を実施することが重要である。また、研修の実施内容について記録することが必要である。なお、研修の実施に当たっては、事業所内で行う職員研修で差し支えなく、他の研修と一体的に実施する場合や他の研修プログラムにおいて身体拘束等の適正化について取り扱う場合、例えば、虐待防止に関する研修において身体拘束等の適正化について取り扱う場合は、身体拘束等の適正化のための研修を実施しているものとみなして差し支えない。 | 平18厚令171第213条の22準用（第35条の2第3項） | 委員会議事録身体拘束等の適正化のための指針研修を実施したことが分かる書類 | 令和４年３月３１日まで努力義務少なくとも１年に１回の身体拘束適正化検討委員会の開催[ ] 有[ ] 無指針の整備[ ] 有[ ] 無年間１回以上の研修[ ] 有[ ] 無 | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| 36　秘密保持等 | （１）外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。◎解釈通知第１５の５(３)⑥準用◎解釈通知第３の３(27)（27）秘密保持等（基準第36条）①　基準第36条第１項は、指定居宅介護事業所の従業者及び管理者に、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持を義務付けたものである。 | 平18厚令171第213条の22準用（第36条第1項） | 従業者及び管理者の秘密保持誓約書 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （２）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。◎解釈通知第１５の５(３)⑥準用◎解釈通知第３の３(27)(27)秘密保持等（基準第36条）②　同条第２項は、指定居宅介護事業者に対して、過去に当該指定居宅介護事業所の従業者及び管理者であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を取ることを義務付けたものであり、具体的には、指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所の従業者等が、従業者等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決めるなどの措置を講ずべきこととするものである。 | 平18厚令171第213条の22準用（第36条第2項） | 従業者及び管理者の秘密保持誓約書その他必要な措置を講じたことが分かる文書（就業規則等） |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （３）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、他の外部サービス利用型指定共同生活援助事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。◎解釈通知第１５の５(３)⑥準用◎解釈通知第３の３(27)（27）秘密保持等（基準第36条）③　同条第３項は、従業者が利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を、他の指定障害福祉サービス事業者と共有するためには、指定居宅介護事業者等は、あらかじめ、文書により利用者又はその家族から同意を得る必要があることを規定したものであるが、この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものである。 | 平18厚令171第213条の22準用（第36条第3項） | 個人情報同意書 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| 37　情報の提供等 | （１）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。 | 平18厚令171第213条の22準用（第37条第1項） | 情報提供を行ったことが分かる書類（パンフレット等） |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （２）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業者について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとしていないか。 | 平18厚令171第213条の22準用（第37条第2項） | 事業者のＨＰ画面・パンフレット |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| 38　利益供与等の禁止 | （１）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 | 平18厚令171第213条の22準用（第38条第1項） | 適宜必要と認める資料 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （２）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。 | 平18厚令171第213条の22準用（第38条第2項） | 適宜必要と認める資料 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| 39　苦情解決 | （１）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、その提供した外部サービス利用型指定共同生活援助に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。◎解釈通知第１５の５(３)⑥準用◎解釈通知第３の３(29)（29）苦情解決（基準第39条）①　基準第39 条第１項にいう「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情解決の体制及び手順等当該事業所における苦情を解決するための措置を講ずることをいうものである。当該措置の概要については、利用申込者にサービスの内容を説明する文書に記載し、事業所に掲示することが望ましい。 | 平18厚令171第213条の22準用（第39条第1項） | 苦情受付簿重要事項説明書契約書事業所の掲示物 | 苦情対応マニュアル[ ] 有[ ] 無重要事項説明書への記載[ ] 有[ ] 無掲示[ ] 有[ ] 無 | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （２）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。 | 平18厚令171第213条の22準用（第39条第2項 | 苦情者への対応記録苦情対応マニュアル | 記録[ ] 有[ ] 無 | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （３）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、その提供した外部サービス利用型指定共同生活援助に関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | 平18厚令171第213条の22準用（第39条第3項） | 市町村からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （４）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、その提供した外部サービス利用型指定共同生活援助に関し、法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは外部サービス利用型指定共同生活援助の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | 平18厚令171第213条の22準用（第39条第4項） | 都道府県からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （５）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、その提供した外部サービス利用型指定共同生活援助に関し、法第48条第1項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | 平18厚令171第213条の22準用（第39条第5項） | 都道府県または市町村からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （６）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、(3)から(5)までの改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しているか。 | 平18厚令171第213条の22準用（第39条第6項） | 都道府県等への報告書 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （７）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。 | 平18厚令171第213条の22準用（第39条第7項） | 運営適正化委員会の調査又はあっせんに協力したことが分かる資料 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| 40　事故発生時の対応 | （１）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定共同生活援助の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。◎解釈通知第１５の５(３)⑥準用◎解釈通知第３の３(30)利用者が安心して指定生活介護の提供を受けられるよう、指定生活介護事業者は、利用者に対する指定生活介護の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村及び当該利用者の家族等に対して連絡を行うとともに必要な措置を講じ、利用者に対する指定生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないこととしたものである。このほか、次の点に留意するものとする。①　利用者に対する指定生活介護の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ指定生活介護事業者が定めておくことが望ましいこと。また、事業所に自動体外式除細動器（ＡＥＤ）を設置することや救命講習等を受講することが望ましいこと。なお、事業所の近隣にＡＥＤが設置されており、緊急時に使用できるよう、地域においてその体制や連携を構築することでも差し支えない。②　指定生活介護事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましいこと。③　指定生活介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。なお、「福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針」（平成14年３月28 日福祉サービスにおける危機管理に関する検討会）が示されているので、参考にされたい。 | 平18厚令171第213条の22準用（第40条第1項） | 事故対応マニュアル都道府県、市町村、家族等への報告記録 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （２）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。 | 平18厚令171第213条の22準用（第40条第2項） | 事故の対応記録ヒヤリハットの記録 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （３）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定共同生活援助の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。 | 平18厚令171第213条の22準用（第40条第3項） | 再発防止の検討記録損害賠償を速やかに行ったことが分かる資料（賠償責任保険書類等） |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| 41　虐待の防止 | 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。①　当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。 | 第213条の22準用（第40条の2） | 委員会議事録 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | ②　当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施しているか。 | 第213条準用（第40条の2） | 研修を実施したことが分かる書類 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | ③　①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。 | 第213条準用（第40条の2） | 担当者を配置していることが分かる書類 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| 42　会計の区分 | 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに経理を区分するとともに、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。 | 平18厚令171第213条の22準用（第41条) | 収支予算書・決算書等の会計書類 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| 43　地域との連携等 | 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。 | 平18厚令171第213条の22準用（第74条） | 適宜必要と認める資料 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| 42　記録の整備 | （１）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備してあるか。 | 平18厚令171第213条の22準用（第75条第1項） | 職員名簿設備・備品台帳帳簿等の会計書類 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （２）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該外部サービス利用型指定共同生活援助を提供した日から5年間保存しているか。　　①　共同生活援助計画　　②　サービスの提供の記録　　③　支給決定障害者に関する市町村への通知に係る記録　　④　身体拘束等の記録　　⑤　苦情の内容等の記録　　⑥　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 | 平18厚令171第213条の22準用（第75条第2項） | 左記①から⑥までの書類 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| 43　電磁的記録等 | （１）指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（受給者証記載事項又は４の受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び（２）に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができているか。 | 平18厚令171第224条第1項 | 電磁的記録簿冊 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （２）指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができているか。 | 平18厚令171第224条第2項 | 適宜必要と認める資料 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| １　地域移行支援型ホーム（１）地域移行支援型ホームの特例 | （地域移行支援型ホーム、特例）①　次のいずれにも該当するものとして都道府県知事が認めた場合においては、令和7年3月31日までの間、第3の①の規定にかかわらず、病院の敷地内の建物を共同生活住居とする指定共同生活援助の事業を行うことができる。　ア　当該都道府県又は当該共同生活住居の所在地を含む区域における指定共同生活援助の量が事業を開始する時点において、都道府県障害福祉計画において定める当該都道府県又は当該区域の指定共同生活援助の必要な量に満たない都道府県又は区域内において事業を行うものであるか。イ　当該病院の精神病床の減少を伴うものであるか。 | 平18厚令171附則第7条第1項平18厚令171 附則第7条第1項第1号平17法123第89条第1項、第2項第2号平18厚令171 附則第7条第1項第2号 | 適宜必要と認める資料 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | ②　①の規定により指定共同生活援助の事業を行う事業所（地域移行支援型ホーム）における指定共同生活援助の事業について第3の②から⑨までの規定を適用する場合においては、②中「4人以上」とあるのは「4人以上30人以下」とする。 | 平18厚令171附則第7条第2項 | 適宜必要と認める資料 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| （２）共同生活住居の構造等 | 地域移行支援型ホームにおいて地域移行支援型ホーム事業者が設置する共同生活住居の構造及び設備は、その入居者の生活の独立性を確保するものであるか。 | 平18厚令171附則第7条の2 | 適宜必要と認める資料 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| （３）指定共同生活援助の提供期間 | 地域移行支援型ホーム事業者は、利用者に対し、指定共同生活援助を提供する場合、原則として2年以内とされているか。 | 平18厚令171附則第8条 | 適宜必要と認める資料 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| （４）指定共同生活援助の取扱方針 | 　地域移行支援型ホーム事業者は、入居している利用者が住宅又は地域移行支援型ホーム以外の指定共同生活援助事業所（住宅等）において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討するとともに、当該利用者が入居の日から(23)に定める期間内に住宅等に移行できるよう、適切な支援を行っているか。 | 平18厚令171附則第9条  | 適宜必要と認める資料 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| （５）共同生活援助計画の作成等 | 地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助の事業について第4の16の規定を適用する場合においては、同(2)中「営むこと」とあるのは「営み、入居の日から（経過措置）1の(3)に定める期間内に（経過措置）1の(4)に規定する住宅等に移行すること」と、同(4)中「達成時期」とあるのは「達成時期、病院の敷地外における福祉サービスの利用その他の活動」としているか。 | 平18厚令171附則第10条  | 第４－16に掲げる確認資料 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| （６）協議の場の設置 | ①　地域移行支援型ホーム事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者の地域への移行を推進するための関係者により構成される協議会(地域移行推進協議会)を設置し、定期的に地域移行推進協議会に活動状況を報告し、必要な要望、助言等を聴く機会を設けているか。② 　地域移行支援型ホーム事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会その他都道府県知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの（協議会等）に対して定期的に地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助の事業の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けているか。  | 平18厚令171附則第11条第1項平18厚令171附則第11条第2項 | 適宜必要と認める資料 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| 第13　変更の届出等 | （１）指定共同生活援助事業者、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、当該指定に係るサービス事業所の名称及び所在地その他障害者総合支援法施行規則第34条の23にいう事項に変更があったとき、又は休止した当該指定共同生活援助の事業又は当該外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を再開したときは、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。 | 法第46条第1項施行規則第34条の23 | 適宜必要と認める資料 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （２）指定共同生活援助事業者、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、当該指定共同生活援助の事業又は当該外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を都道府県知事に届け出ているか。 | 法第46条第2項施行規則第34条の23 | 適宜必要と認める資料 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| 第14　介護給付費又は訓練等給付費の算定及び取扱い１　基本事項 | （１）指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助に要する費用の額は、平成18年厚生労働省告示第523号の別表「介護給付費等単位数表」の第15により算定する単位数に、平成18年厚生労働省告示第539号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。（ただし、その額が現に当該指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助に要した費用の額となっているか。） | 法第29条第3項平18厚告523の一平18厚告539法第29条第3項 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （２）(1)の規定により、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。 | 平18厚告523の二 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| ２の２の２　外部サービス利用型共同生活援助サービス費 | （１）外部サービス利用型共同生活援助サービス費については、障害者（身体障害者にあっては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限り、地域移行支援型ホームにおける外部サービス利用型指定共同生活援助の利用者にあっては、当該地域移行支援型ホームにおいて外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う者が外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を開始した日において精神科病院に1年以上入院している精神障害者に限る。）に対して、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、基本サービスを行った場合に、所定単位数を算定しているか。◎留意事項通知第２の３の（８）③　外部サービス利用型共同生活援助サービス費について(一)　外部サービス利用型共同生活援助の対象者について外部サービス利用型共同生活援助の対象者については、①の(一)の規定を準用する。(二)　外部サービス利用型共同生活援助サービス費の区分について外部サービス利用型共同生活援助サービス費については、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、外部サービス利用型指定共同生活援助を提供した場合に、指定障害福祉サービス基準第213条の14第１項第１号に掲げる世話人の員数に応じ、算定するものとし、具体的には以下のとおりであること。ア　外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅰ)常勤換算方法により、世話人の員数が利用者の数を４で除して得た数以上であること。イ　外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅱ)常勤換算方法により、世話人の員数が利用者の数を５で除して得た数以上であること。ウ　外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅲ)常勤換算方法により、世話人の員数が利用者の数を６で除して得た数以上であること。エ　外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅳ)アからウまでに定める以外の外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（平成25年厚生労働省令第124号。）附則第４条の適用を受ける外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に限る。）であること。オ　外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅴ)報酬告示第15の１の２の２のホの外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅴ)については、①の(二)のイの(エ)の規定を準用する。◎留意事項通知第２の３の（８）① 共同生活援助サービス費について(一) 共同生活援助の対象者について共同生活援助については、障害者を対象とするが、このうち身体障害者にあっては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限るものとする。この場合の「準ずるもの」とは、障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者に対して支援等を行う事業であって国若しくは地方公共団体等の負担若しくは補助により実施される事業をいう。なお、これらの事業には、身体障害者福祉法第15条第４項に基づく身体障害者手帳の交付、国民年金法（昭和34年法律第141号）第30条の４第１項に基づく障害基礎年金の支給等を含むものとする。また、指定障害福祉サービス基準附則第７条に規定する地域移行支援型ホームの利用者にあっては、当該地域移行支援型ホームを行う事業者が当該事業を開始した日において、精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病床が設けられているものを含む。）に１年以上入院している精神障害者に限るものとする。 | 平18厚告523別表第15の1の2の2の注1 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （２）外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅰ)については、世話人が、常勤換算方法で、利用者の数を４で除して得た数以上配置されているものとして都道府県知事に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、基本サービスを行った場合に、 | 平18厚告523 別表第15の1の2の2の注2 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | ◆体制届Ⅰ・Ⅱ・ⅢⅠ／４：１Ⅱ／５：１Ⅲ／６：１※生活支援員を含めない世話人の員数で算定 | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （３）外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅱ）については、世話人が、常勤換算方法で、利用者の数を5で除して得た数以上配置されているものとして都道府県知事に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（(2)に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所を除く。）において、基本サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。 | 平18厚告523 別表第15の1の2の2の注3 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （４）外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅲ）については、世話人が、常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上配置されているものとして都道府県知事に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（(2)及び(3)に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所を除く。）において、基本サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。 | 平18厚告523 別表第15の1の2の2の注4  | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （５）外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅳ）については、(2)から(4)までに定める以外の外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（平成25年厚生労働省令第124号「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令」の附則第4条の規定の適用を受ける外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に限る。）において、基本サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。 | 平18厚告523 別表第15の1の2の2の注5  | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （６）外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅴ）については、一時的に体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助の利用が必要と認められる者に対し、基本サービス（1回当たり連続30日以内のものに限る。）を提供した場合に、年50日以内に限り、1日につき所定単位数を算定しているか。 | 平18厚告523 別表第15の1の2の2の注6  | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （７）外部サービス利用型共同生活援助サービス費の算定に当たって、次の①から④までのいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。　　①　従業者の員数が平成18年厚生労働省告示第550号「厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合」の十一の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合　同表の下欄に掲げる割合◎厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合（平成18年厚生労働省告示第550号）の１１　厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準　　指定障害福祉サービス基準の規定により、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に置くべき世話人若しくは生活支援員又はサービス管理責任者の員数を満たしていないこと。　厚生労働大臣が定める所定単位数に乗じる割合　　100分の70(世話人若しくは生活支援員の員数を満たしていない状態が3月以上継続している場合又はサービス管理責任者の員数を満たしていない状態が五月以上継続している場合は、100分の50) | 平18厚告523 別表第15の1の2の2の注7 平18厚告523別表第15の1の2の2の注7の(1)平18厚告550の十一 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | 定員超過減算人員欠如減算巻末の留意事項通知通則参照利用者数の確認状況該当の場合減算請求[ ] 有[ ] 無 | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | ②　外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に当たって、外部サービス利用型共同生活援助計画が作成されていない場合　次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合ア　作成されていない期間が3月未満の場合　100分の70イ　作成されていない期間が3月以上の場合　100分の50 | 平18厚告523 別表第15の1の2の2の注7の（2） | 適宜必要と認める報酬関係資料 | 個別支援計画未作成減算巻末の留意事項通知通則参照 | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | ③　共同生活住居の入居定員が8人以上である場合　100分の90◎留意事項通知第２の３の（８）③　外部サービス利用型共同生活援助サービス費について(三)　大規模住居減算の取扱いについて報酬告示第15の１の２の２の注７の(３)及び(４)については、①の(三)の規定を準用する。この場合において、「各種加算」とあるのは「④の受託居宅介護サービス費及び各種加算」と読み替えるものとする。また、減算の割合については、共同生活住居の入居定員の規模に応じ、次のとおりとする。ア　共同生活住居の入居定員が８人以上21人未満である場合　当該共同生活住居に係る利用者の外部サービス利用型共同生活援助サービス費に100分の90を乗じて得た数イ　共同生活住居の入居定員が21人以上である場合　当該共同生活住居に係る利用者の外部サービス利用型共同生活援助サービス費に100分の87を乗じて得た数◎留意事項通知第２の３の（８）① 共同生活援助サービス費について(三)　大規模住居等減算の取扱い共同生活援助サービス費については、共同生活住居の入居定員の規模に応じ、次のとおり所定単位数を減算する。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数を減算するものではないことに留意すること。ア　共同生活住居の入居定員が8人以上21人未満である場　合　当該共同生活住居に係る利用者の共同生活援助サービス費に100分の95を乗じて得た数イ 共同生活住居の入居定員が21人以上である場合　当該共同生活住居に係る利用者の共同生活援助サービス費に100分の93を乗じて得た数ウ　一体的な運営が行われている共同生活住居の入居定員（サテライト型住居に係る入居定員を含む。）の合計数が21人以上である場合　当該共同生活住居に係る利用者の共同生活援助サービス費に100分の95を乗じて得た数なお、ウの場合の「一体的な運営が行われている共同生活住居」とは、同一敷地内又は近接的な位置関係にある共同生活住居であって、かつ、世話人又は生活支援員の勤務体制がそれぞれの共同生活住居の間で明確に区分されていない共同生活住居をいうものとする。 | 平18厚告523別表第15の1の2の2の注7の（3） | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | ④　共同生活住居の入居定員が21人以上である場合　100分の87 | 平18厚告523別表第15の1の2の2の注7の（4） | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （８）第12の35の(2)又は (3)に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算しているか。ただし、令和5年3月31日までの間は、第12の35の(3)に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算していないか。 | 平18厚告523別表第15の1の2の2の注8 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | 身体拘束廃止未実施減算巻末の留意事項通知通則参照身体拘束事例ありの場合◆記録[ ] 有[ ] 無以下令和5年3月31日まで経過措置◇少なくとも１年に１回の身体拘束適正化検討委員会の開催[ ] 有[ ] 無◇指針の整備[ ] 有[ ] 無◇年間１回以上の研修[ ] 有[ ] 無 | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （９）利用者が外部サービス利用型共同生活援助以外の障害福祉サービスを受けている間は、外部サービス利用型共同生活援助サービス費を算定していないか。 | 平18厚告523別表第15の1の2の注9 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | 巻末の留意事項通知通則参照 | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| ２の３　受託居宅介護サービス費 | 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の利用者（区分2以上に該当する利用者に限る。）に対して、受託居宅介護サービス事業所の従業者が受託居宅介護サービスを行った場合に、現に要した時間ではなく、外部サービス利用型指定共同生活援助の提供時間帯において、外部サービス利用型共同生活援助計画に位置付けられた内容の受託居宅介護サービスを行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定しているか。◎留意事項通知第２の３の（８）④　受託居宅介護サービス費について(一)　受託居宅介護サービスの対象者について外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の利用者のうち区分２以上に該当する障害者とする。(二)　受託居宅介護サービス費の算定について受託居宅介護サービス費については、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の利用者に対して、受託居宅介護サービス事業所の従業者が受託居宅介護サービス（身体介護を伴う場合に限る。）を行った場合に、算定する。受託居宅介護サービスの提供に当たっては、指定障害福祉サービス基準に定める具体的なサービスの内容を記載した外部サービス利用型共同生活援助計画に基づいて行われる必要がある。外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、市町村の定める受託居宅介護サービスの支給量の範囲内で、外部サービス利用型共同生活援助計画を作成することになるが、その作成に当たっては、相談支援専門員やサービス管理責任者が行う適切なアセスメント及びマネジメントにより、利用者の意向や状態像に従い設定されるべきものであることを踏まえ、硬直的な運用にならないよう十分に留意し、利用者にとって真に必要なサービスが必要に応じて提供されるよう配慮すること。受託居宅介護サービス事業所の従業者が受託居宅介護サービスを行った場合には、実際に要した時間により算定されるのではなく、外部サービス利用型指定共同生活援助の提供時間帯において外部サービス利用型共同生活援助計画に基づいて行われるべき受託居宅介護サービスに要する時間に基づき算定されることに留意する必要がある。このため、受託居宅介護サービス事業所の従業者が行う外部サービス利用型共同生活援助計画に基づかない支援は、受託居宅介護サービス費を算定できないものであること。また、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づく支援であっても、外部サービス利用型指定共同生活援助の提供時間帯以外の時間帯の支援や、支援の内容が掃除、洗濯、調理などの家事援助や安否確認や健康チェックであり、それに伴い若干の身体介護を行う場合には、算定できないものであること。なお、当初の外部サービス利用型共同生活援助計画で定めたサービス提供内容や提供時間が、実際のサービス提供と合致しない場合には、速やかに受託居宅介護サービス事業者と協議等を行った上で、外部サービス利用型共同生活援助計画の見直し、変更を行うことが必要であること。(三)　基準単価の適用について外部サービス利用型共同生活援助計画上の受託居宅介護サービスの提供時間と実際の受託居宅介護サービスの提供時間に大幅な乖離があり、かつ、これが継続する場合は、当然に外部サービス利用型共同生活援助計画の見直しを行う必要があること。(四)　受託居宅介護サービスの所要時間についてア　受託居宅介護サービスの報酬単価については、短時間に集中して支援を行うという業務形態を踏まえて、所要時間の短いサービスが高い単価設定になっているが、これは、１日に短時間の訪問を複数回行うことにより、共同生活住居における介護サービスの提供体制を強化するために設定されているものであり、利用者の生活パターンに合わせて受託居宅介護サービスを行うためのものである。したがって、単に１回の受託居宅介護サービスを複数回に区分して行うことは適切ではなく、１日に受託居宅介護サービスを複数回算定する場合にあっては、概ね２時間以上の間隔を空けなければならないものとする。なお、身体の状況等により、短時間の間隔で短時間の滞在により複数回の訪問を行わなければならない場合等はこの限りではない。イ　１人の利用者に対して複数の受託居宅介護サービス事業所の従業者が交代して受託居宅介護サービスを行った場合も、１回の受託居宅介護サービスとしてその合計の所要時間に応じた所定単位数を算定する。ウ　受託居宅介護サービスは、１人の利用者に対して受託居宅介護サービス事業所の従業者が１対１で行うことが基本であるが、利用者の意向や状態等を踏まえた上で、利用者の支援に支障がない場合には、１人の従業者が複数の利用者に対して受託居宅介護サービスを行うこととして差し支えないものとする。この場合、各利用者の受託居宅介護サービスの所要時間が不明確となるため、１回の受託居宅介護サービスの所要時間を１回の利用者の人数で除した結果の利用者１人当たりの所要時間に応じた所定単位数をそれぞれの利用者について算定する。なお、この計算の結果、利用者１人当たりの所要時間がエの要件を満たさない場合は、受託居宅介護サービス費の算定はできないものであること。エ　「所要時間15分未満の場合」で算定する場合の所要時間は10分程度以上とする。所要時間とは、実際に受託居宅介護サービスを行う時間をいうものであり、受託居宅介護サービスのための準備に要した時間等は含まない。(五)　受託居宅介護サービス事業者への委託料について外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が受託居宅介護サービス事業者に支払う委託料は、個々の委託契約に基づくものとする。(六)　委託する受託居宅介護サービス事業者の数について外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が委託する受託居宅介護サービス事業者は、受託居宅介護サービス事業者に対する委託に係る業務の管理及び指揮命令の確実な実施を確保する観点から、１つの指定居宅介護事業者とすることが考えられるが、次に掲げる場合等については、複数の指定居宅介護事業者に委託するなど利用者の状況に応じて柔軟な運用や配慮を行うこと。ア　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所における受託居宅介護サービスの利用者数や受託居宅介護事業所の体制等により、１つの指定居宅介護事業者では対応が困難であると認められる場合イ　利用者の心身の状況や利用に関する意向、介護の内容等を勘案の上、特定の指定居宅介護事業者による支援が特に必要と認められる場合 | 平18厚告523別表第15の1の3の注 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  |  |
| ３　福祉専門職員配置等加算 | （１）福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）については、世話人又は生活支援員（世話人等）として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（指定共同生活援助事業所等）において、指定共同生活援助、日中サービス支援型指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助（指定共同生活援助等）を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。◎留意事項通知第２の３の（８）⑤ 福祉専門職員配置等加算の取扱いについて報酬告示第15の１の４の福祉専門職員配置等加算については、２の(５)の④（(四)を除く。）の規定を準用する。◎留意事項通知第２の２の（５）④　福祉専門職員配置等加算の取扱いについて(一)　福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)指定基準の規定により配置することとされている直接処遇職員として常勤で配置されている従業者の総数のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であること。なお、「常勤で配置されている従業者」とは、正規又は非正規雇用に係わらず、各事業所において定められる常勤の従業者が勤務すべき時間数に達している従業者をいう。（(二)及び(三)において同じ。） | 平18厚告523別表第15の1の4の注1 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | ・直接処遇職員の総数（常勤）　人・うち社会福祉士等（常勤）　人 | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （２）福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）については、世話人等として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等において、指定共同生活援助等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、（1）の福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）を算定している場合は、算定しない。◎留意事項通知第２の３の（８）⑤ 福祉専門職員配置等加算の取扱いについて報酬告示第15の１の４の福祉専門職員配置等加算については、２の(５)の④（(四)を除く。）の規定を準用する。◎留意事項通知第２の２の（５）④　福祉専門職員配置等加算の取扱いについて(二)　福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)指定基準の規定により配置することとされている直接処遇職員として常勤で配置されている従業者の総数のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であること。 | 平18厚告523別表第15の1の4の注2 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | ・直接処遇職員の総数（常勤）　人・うち社会福祉士等（常勤）　人 | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （３）福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）については、次の①又は②のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等において、指定共同生活援助等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、（1）の福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）又は（2）の福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）を算定している場合は、算定しない。 ①　世話人等とし配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。 ②　世話人等として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。◎留意事項通知第２の３の（８）⑤ 福祉専門職員配置等加算の取扱いについて報酬告示第15の１の４の福祉専門職員配置等加算については、２の(５)の④（(四)を除く。）の規定を準用する。◎留意事項通知第２の２の（５）④　福祉専門職員配置等加算の取扱いについて(三)　福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)次のいずれかに該当する場合であること。ア　直接処遇職員として配置されている従業者の総数（常勤換算方法により算出された従業者数をいう。）のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。イ　直接処遇職員として常勤で配置されている従業者のうち、３年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。なお、イ中「３年以上従事」とは、加算の申請を行う前月の末日時点における勤続年数とし、勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤続年数に加え同一法人の経営する他の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に定める障害福祉サービス事業を行う事業所（旧法施設を含む。）、精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉ホーム、小規模通所授産施設、地域生活支援事業の地域活動支援センター等、障害者就業・生活支援センター、児童福祉法に規定する障害児通所支援事業を行う事業所、障害児入所施設、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとする。また、当該勤続年数の算定については、非常勤で勤務していた期間も含めることとする。 | 平18厚告523 別表第15の1の4の注3 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | ①関係・直接処遇職員の総数（常勤換算）　人・うち直接処遇職員（常勤）　人②関係・直接処遇職員（常勤）　人・うち勤続年数３年以上　人 | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| ４　視覚・聴覚・言語障害者支援体制加算 | 視覚障害者等である指定共同生活援助等の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に2を乗じて得た数とする。）が、当該指定共同生活援助等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、第2の1、第6の1又は第10の1に定める人員配置に加え、常勤換算方法で、利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等において、指定共同生活援助等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。◎留意事項通知第２の３の（８）⑥ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の取扱いについて報酬告示第15の１の４の２の視覚・聴覚言語障害者支援体制加算については、２の(９)の⑦の規定を準用する。◎留意事項通知第２の２(９)⑦　視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の取扱いについて報酬告示第９の４の２の視覚・聴覚言語障害者支援体制加算については、２の(６)の⑥の(一)及び(三)の規定を準用する。また、「重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち２以上の障害を有する利用者」については、当該利用者１人で２人分の視覚障害者等として数えて算定要件（全利用者の100分の30が視覚障害者等）に該当するか否かを計算することとしているが、この場合の「知的障害」は「重度」の知的障害である必要はない。なお、昼間実施サービスにおいて本加算を算定している場合であっても施設入所支援として本加算を算定できるが、この場合、昼間実施サービスにおいて配置されている従業者に加え、施設入所支援の従業者として加配することが必要である。 | 平18厚告523 別表第15の1の4の2の注 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | 利用者の数　人利用者の数×30/100　人専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者　人 | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| ５　看護職員配置加算 | 指定障害福祉サービス基準に定める員数の従業者に加え、看護職員を常勤換算方法で1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等において、指定共同生活援助等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。◎留意事項通知第２の３の（８）⑦ 看護職員配置加算の取扱いについて報酬告示第15の１の４の３の看護職員配置加算については、指定共同生活援助事業所等において、指定障害福祉サービス基準第208条第１項、第213条の４第１項又は第213条の14第１項に定める員数に加え、専ら当該指定共同生活援助事業所等の職務に従事する看護職員を、常勤換算方法で１以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た事業所について、加算を算定できるものであること。ただし、複数の共同生活住居を有する指定共同生活援助事業所等においては、適切な支援を行うために必要な数の人員を確保する観点から、常勤換算方法により、看護職員の員数が１以上かつ利用者の数を20で除して得た数以上であること。なお、当該加算は、指定共同生活援助事業所等に看護職員を配置することにより、日常的な利用者の健康管理、看護の提供、喀痰吸引等に係る指導及び医療機関との連絡調整等を行える体制を整備する事業所を評価するものであるため、加算の対象となる指定共同生活援助事業所等については、当該事業所の利用者の状況に応じて、以下の支援を行うものとする。ア 利用者に対する日常的な健康管理イ 医療ニーズが必要な利用者への看護の提供等ウ 定期又は緊急時における医療機関との連絡調整及び受診等の支援エ 看護職員による常時の連絡体制の確保オ 重度化した利用者の対応に係る指針の作成及び入居時における利用者又は家族への説明並びに同意また、当該加算の算定対象となる指定共同生活援助事業所等については、報酬告示第15の７の医療連携体制加算（医療連携体制加算(Ⅳ)を除く。）の算定対象とはならないこと。 | 平18厚告523 別表第15の1の4の3の注 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | 看護職員　　人 | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| ６　夜間支援等体制加算 | （１）夜間支援等体制加算（Ⅰ）については、夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。◎留意事項通知第２の３の（８）⑧ 夜間支援等体制加算の取扱いについて(一) 報酬告示第15の１の５のイの夜間支援等体制加算(Ⅰ)については、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯（指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに利用者の生活サイクルに応じて、１日の活動の終了時刻から開始時刻まで（午後10時から翌日の午前５時までの間は最低限含むものとする。）を基本として、設定するものとする。以下この⑧において同じ。）を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保している場合であって、次のアからウまでの要件を満たしていると都道府県知事が認める場合について、算定する。ア 夜間支援従事者の配置(ア)　夜間支援従事者は、当該夜間支援従事者が夜間に支援を行う利用者が居住する共同生活住居（サテライト型住居を除く。）に配置される必要があること。ただし、これにより難い特別な事情がある場合であって、適切な夜間支援体制が確保できるものとして都道府県知事が認めた場合は、この限りではないこと。(イ)　夜間支援従事者が複数の共同生活住居に居住する利用者に対して夜間支援を行っている場合には、夜間支援従事者が配置されている共同生活住居と、その他の共同生活住居が概ね10分以内の地理的条件にあり、かつ、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、特別な連絡体制（非常通報装置、携帯電話等）が確保される必要があること。(ウ)　１人の夜間支援従事者が支援を行うことができる利用者の数は、(ⅰ) 複数の共同生活住居（５か所まで（サテライト型住居の数は本体住居と併せて１か所とする。）に限る。）における夜間支援を行う場合にあっては20人まで、(ⅱ) １か所の共同生活住居内において夜間支援を行う場合にあっては30人までを上限とする。　イ　夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態(ア)　夜間支援従事者は、常勤、非常勤を問わないものであること。また、夜間支援従事者は、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に従事する世話人又は生活支援員以外の者であって、夜間における支援を委託されたものであっても差し支えないものとする。なお、共同生活住居における適切な夜間支援体制を確保する観点から、指定障害者支援施設や病院、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所等における夜勤・宿直業務と兼務している場合には、この加算の対象とはならず、指定障害福祉サービス基準附則第７条に規定する地域移行支援型ホーム（従前の地域移行型ホームを含む。以下同じ。）については、共同生活住居内に専従の夜間支援従事者が配置されている場合にのみ、加算の対象とする。ただし、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が指定短期入所事業所として併設事業所又は空床利用型事業所を設置する場合にあっては、当該指定短期入所事業所の従業者が夜間支援従事者の業務を兼務しても差し支えないものとする。　　(イ)　夜間支援を行う共同生活住居の利用者の就寝前から翌朝の起床後までの間、夜勤を行う専従の夜間支援従事者が配置されていること。なお、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、夜間及び深夜の時間帯における支援を受託居宅介護サービス事業所の従業者に委託することも差し支えないが、その場合は、報酬告示第15の１の３の受託居宅介護サービス費ではなく、この加算を算定すること。(ウ)　夜間支援従事者は、利用者の状況に応じ、就寝準備の確認、寝返りや排せつの支援等のほか、緊急時の対応等を行うこととし、夜間支援の内容については、個々の利用者ごとに共同生活援助計画又は外部サービス利用型共同生活援助計画に位置付ける必要があること。(エ)　１人の夜間支援従事者が複数の共同生活住居の夜間支援を行う場合にあっては、少なくとも１晩につき１回以上は共同生活住居を巡回する必要があること。ただし、サテライト型住居については、当該住居の形態や入居している利用者の意向、状態像等を勘案した上で、サテライト型住居ごとに巡回の必要性を判断することとして差し支えない。　ウ　加算の算定方法１人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者の数に応じ加算額を算定する。この場合の夜間支援対象利用者の数は、当該夜間支援従事者が夜間支援を行う共同生活住居に入居している利用者数の総数とし、当該利用者数の総数は、現に入居している利用者の数ではなく、第２の１の(５)の規定を準用して算定するものとする。１か所の共同生活住居において２人以上の夜間支援従事者が夜間支援を行う場合は、それぞれの夜間支援従事者が実際に夜間支援を行う利用者数に応じて、第２の１の(５)の規定を準用して算定する当該共同生活住居に入居している利用者数を按分して算定するものとする。これらの計算の過程において、小数点以下の端数が生じる場合については、小数点第１位を四捨五入するものとする。なお、夜勤を行う夜間支援従事者が支援を行う共同生活住居に入居している利用者は、報酬告示第15の１の５のロの夜間支援等体制加算(Ⅱ)及び同ハの夜間支援等体制加算(Ⅲ)を算定できないものであること。　　(例) 夜勤を行う夜間支援従事者が支援を行う５人定員の共同生活住居において、前年度の全利用者数の延べ数が1,570人、前年度の開所日数が365日の場合の加算額→ 1,570人÷365日＝4.4人。小数点第１位を四捨五入のため、夜間支援対象利用者が４人の加算額を算定 | 平18厚告523 別表第15の1の5の注1 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | ◆夜間支援従事者常勤　人非常勤　人委託者　人◆夜間支援内容の計画上の位置付け | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （２）夜間支援等体制加算（Ⅱ）については、宿直を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて、定時的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、（1）の夜間支援等体制加算（Ⅰ）の算定対象となる利用者については、算定しない。◎留意事項通知第２の３の（８）⑧ 夜間支援等体制加算の取扱いについて(二) 報酬告示第15の１の５のロの夜間支援等体制加算(Ⅱ)については、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、宿直を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて、定時的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保している場合であって、次のアからウまでの要件を満たしていると都道府県知事が認める場合について、算定する。ア　夜間支援従事者の配置(一)のアの規定を準用する。イ　夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態(ア) 夜間支援従事者は、常勤、非常勤を問わないものであること。また、夜間支援従事者は、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に従事する世話人又は生活支援員以外の者であって、夜間における支援を委託されたものであっても差し支えないものとする。なお、共同生活住居における適切な夜間支援体制を確保する観点から、指定障害者支援施設や病院等における夜勤・宿直業務と兼務している場合には、この加算の対象とはならず、指定障害福祉サービス基準附則第７条に規定する地域移行支援型ホームについては、共同生活住居内に専従の夜間支援従事者が配置されている場合にのみ、加算の対象とする。ただし、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が指定短期入所事業として併設事業所又は空床利用型事業所を設置する場合にあっては、当該指定短期入所事業の従業者が夜間支援従事者の業務を兼務しても差し支えないものとする。(イ)　夜間支援を行う共同生活住居の利用者の就寝前から翌朝の起床後までの間、宿直を行う専従の夜間支援従事者が配置されていること。(ウ)　夜間支援従事者は、利用者の状況に応じ、定時的な居室の巡回や電話の収受のほか、必要に応じて、緊急時の対応等を行うものとする。(エ)　１人の夜間支援従事者が複数の共同生活住居の夜間支援を行う場合にあっては、少なくとも１晩につき１回以上は共同生活住居を巡回する必要があること。ただし、サテライト型住居については、当該住居の形態や入居している利用者の意向、状態像等を勘案した上で、サテライト型住居ごとに巡回の必要性を判断することとして差し支えない。ウ　加算の算定方法１人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者の数に応じ加算額を算定する。この場合の夜間支援対象利用者の数は、当該夜間支援従事者が夜間支援を行う共同生活住居に入居している利用者数の総数とし、当該利用者数の総数は、現に入居している利用者の数ではなく、第２の１の(５)の規定を準用して算定するものとする。１か所の共同生活住居において２人以上の夜間支援従事者が夜間支援を行う場合は、それぞれの夜間支援従事者が実際に夜間支援を行う利用者数に応じて、第２の１の(５)の規定を準用して算定する当該共同生活住居に入居している利用者数を按分して算定するものとする。これらの計算の過程において、小数点以下の端数が生じる場合については、小数点第１位を四捨五入するものとする。なお、宿直を行う夜間支援従事者が支援を行う共同生活住居に入居している利用者は、報酬告示第15の１の５のイの夜間支援等体制加算(Ⅰ)及び同ハの夜間支援等体制加算(Ⅲ)を算定できないものであること。 | 平18厚告523別表第15の1の5の注2 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （３）夜間支援等体制加算（Ⅲ）については、夜間及び深夜の時間帯を通じて、利用者に病状の急変その他の緊急の事態が生じた時に、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、常時の連絡体制又は防災体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、（1）の夜間支援等体制加算（Ⅰ）又は（2）の夜間支援等体制加算（Ⅱ）の算定対象となる利用者については、算定しない。◎留意事項通知第２の３の（８）⑧　夜間支援等体制加算の取扱いについて(三)　報酬告示第15の１の５のハの夜間支援等体制加算(Ⅲ)については、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、夜間及び深夜の時間帯を通じて、必要な防災体制又は利用者に病状の急変その他の緊急の事態が生じた時に、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、常時の連絡体制を確保しているものとして都道府県知事が認める場合に算定するものであるが、具体的には次の体制をいうものである。ア　夜間防災体制の内容警備会社と共同生活住居に係る警備業務の委託契約を締結している場合に算定できるものであること。なお、警備会社に委託する際には、利用者の状況等について伝達しておくこと。イ　常時の連絡体制の内容常時の連絡体制については、当該事業所の従業者が常駐する場合のほか、次の場合にも算定できるものであること。(ア)　携帯電話などにより、夜間及び深夜の時間帯の連絡体制が確保されている場合(イ)　指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に従事する世話人又は生活支援員以外の者であって、夜間における支援を委託されたものにより連絡体制を確保している場合ただし、この場合、指定障害者支援施設の夜勤職員等、別途報酬等（報酬告示第11の９のハの夜間支援等体制加算(Ⅲ)、報酬告示第14の３の１の自立生活援助サービス費及び地域相談支援報酬告示第２の地域定着支援サービス費を除く。）により評価される職務に従事する必要がある者による連絡体制はこの加算の算定対象とはしないこと。なお、緊急時の連絡先や連絡方法については、運営規程に定めるとともに共同生活住居内の見やすい場所に掲示する必要があること。ウ　加算の算定方法常時の連絡体制又は防災体制を確保している共同生活住居に入居している利用者について、加算額を算定する。なお、常時の連絡体制又は防災体制を確保している共同生活住居に入居している利用者は、報酬告示第15の１の５のイの夜間支援等体制加算(Ⅰ)及び同ロの夜間支援等体制加算(Ⅱ)を算定できないものであること。 | 平18厚告523別表第15の1の5の注3 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （４）夜間支援等体制加算（Ⅳ）については、夜間支援等体制加算（Ⅰ）を算定している指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所であって、更に夜勤を行う夜間支援従業者を配置し、共同生活住居（同加算の算定対象となる夜勤を行う夜間支援従業者を1名配置しているものに限る。以下（５）及び（６）にお家同じ。）を巡回させることにより、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。◎留意事項通知第２の３の（８）⑧　夜間支援等体制加算の取扱いについて(四) 報酬告示第15の１の５のニの夜間支援等体制加算(Ⅳ)については、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、報酬告示第15の１の５のイの夜間支援等体制加算(Ⅰ)を算定している利用者に対して、更に事業所単位で夜勤を行う夜間支援従事者を加配し、夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保している場合であって、次のアからウまでの要件を満たしていると都道府県知事が認める場合について、算定する。ア　夜間支援従事者の配置(ア)　当該加算による夜間支援従事者は、夜間支援等体制加算(Ⅰ)により配置される別の夜間支援従事者が１人のみ常駐する共同生活住居の利用者に対する手厚い支援体制の確保や夜間支援従事者の適切な休憩時間の確保を図るため、事業所に夜間及び深夜の時間帯を通じて配置される必要があること。なお、夜間支援等体制加算(Ⅰ)により配置される別の夜間支援従事者が２人以上常駐する共同生活住居の利用者は当該加算の対象とならないこと。(イ)　当該加算による夜間支援従事者は、共同生活住居に常駐する別の夜間支援従事者と緊密な連携体制が確保される必要があること。(ウ)　１人の夜間支援従事者が支援を行うことができる利用者の数は30人までを上限とする。イ　夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態(ア)　夜間支援従事者は、常勤、非常勤を問わないものであること。また、当該夜間支援従事者は、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に従事する世話人又は生活支援員以外の者であって、夜間における支援を委託されたものであっても差し支えないものとする。なお、共同生活住居における適切な夜間支援体制を確保する観点から、指定障害者支援施設や病院、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所等における夜勤・宿直業務と兼務している場合には、この加算の対象とはならないが、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が指定短期入所事業所として併設事業所又は空床利用型事業所を設置する場合にあっては、当該指定短期入所事業所の従業者が夜間支援従事者の業務を兼務しても差し支えないものとする。(イ)　夜間支援を行う共同生活住居の利用者の就寝前から翌朝の起床後までの間、夜勤を行う専従の夜間支援従事者が指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に配置されていること。なお、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、夜間及び深夜の時間帯における支援を受託居宅介護サービス事業所の従業者に委託することも差し支えないが、その場合は、報酬告示第15の１の３の受託居宅介護サービス費ではなく、この加算を算定すること。(ウ)　夜間支援従事者は、少なくとも１晩につき１回以上は当該加算の対象とする夜間支援対象利用者が居住する共同生活住居を巡回し、利用者への必要な介護等の支援を行うこと。ただし、サテライト型住居については、当該住居の形態や入居している利用者の意向、状態像等を勘案した上で、サテライト型住居ごとに巡回の必要性を判断することとして差し支えない。ウ　加算の算定方法１人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者の数に応じ加算額を算定する。この場合の夜間支援対象利用者の数は、当該夜間支援従事者が夜間支援を行う共同生活住居に入居している利用者数の総数とし、当該利用者数の総数は、現に入居している利用者の数ではなく、第２の１の(５)の規定を準用して算定するものとする。なお、当該夜間支援従事者が支援を行う共同生活住居に入居している利用者は、報酬告示第15の１の５のロの夜間支援等体制加算(Ⅱ)、同ハの夜間支援等体制加算(Ⅲ)、同ホの夜間支援等体制加算(Ⅴ)及び同ヘの夜間支援等体制加算(Ⅵ)を算定できないものであること。 | 平18厚告523別表第15の1の5の注4 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （５）夜間支援等体制加算（Ⅴ）については、夜間支援等体制加算（Ⅰ）を算定している指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所であって、更に夜勤を行う夜間支援従業者を配置し、共同生活住居を巡回させることにより、利用者に対して夜間及び深夜の一部の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、夜間支援等体制加算（Ⅳ）の算定対象となる利用者については、加算しない。◎留意事項通知第２の３の（８）⑧　夜間支援等体制加算の取扱いについて(五)　報酬告示第15の１の５のホの夜間支援等体制加算(Ⅴ)については、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、報酬告示第15の１の５のイの夜間支援等体制加算(Ⅰ)を算定している利用者に対して、更に事業所単位で夜勤を行う夜間支援従事者を加配し、夜間及び深夜の一部の時間帯において必要な介護等の支援を提供できる体制を確保している場合であって、次のアからウまでの要件を満たしていると都道府県知事が認める場合について、算定する。ア　夜間支援従事者の配置(ア)　夜間支援従事者は、夜間支援等体制加算(Ⅰ)により配置される別の夜間支援従事者が１人のみ常駐する共同生活住居の利用者に対する手厚い支援体制の確保や夜間支援従事者の適切な休憩時間の確保を図るため、事業所に夜間及び深夜の一部の時間帯に配置される必要があること。夜間及び深夜の一部の時間帯については、夜間支援従事者が午後10時から翌日の午前５時までの間において、少なくとも２時間以上の勤務時間がある場合に限り当該加算を算定できること。なお、夜間支援等体制加算(Ⅰ)により配置される別の夜間支援従事者が２人以上常駐する共同生活住居の利用者は当該加算の対象とならないこと。（イ）　(四)のアの(イ)の規定を準用する。（ウ）　(四)のアの(ウ)の規定を準用する。イ　夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態(四)のイの規定を準用する。ウ　加算の算定方法１人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者の数に応じ加算額を算定する。この場合の夜間支援対象利用者の数は、当該夜間支援従事者が夜間支援を行う共同生活住居に入居している利用者数の総数とし、当該利用者数の総数は、現に入居している利用者の数ではなく、第２の１の(５)の規定を準用して算定するものとする。なお、当該夜間支援従事者が支援を行う共同生活住居に入居している利用者は、報酬告示第15の１の５のロの夜間支援等体制加算(Ⅱ)、同ハの夜間支援等体制加算(Ⅲ)、同ニの夜間支援等体制加算(Ⅳ)及び同ヘの夜間支援等体制加算(Ⅵ)を算定できないものであること。 | 平18厚告523別表第15の1の5の注5 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （６）夜間支援等体制加算（Ⅵ）については、夜間支援等体制加算（Ⅰ）を算定している指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所であって、更に夜勤を行う夜間支援従業者を配置し、共同生活住居を巡回させることにより、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて、定期的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、夜間支援等体制加算（Ⅳ）又は夜間支援等体制加算（Ⅴ）の算定対象となる利用者については、加算しない。◎留意事項通知第２の３の（８）⑧　夜間支援等体制加算の取扱いについて(六)　報酬告示第15の１の５のヘの夜間支援等体制加算(Ⅵ)については、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、報酬告示第15の１の５のイの夜間支援等体制加算(Ⅰ)を算定している利用者に対して、更に事業所単位で宿直を行う夜間支援従事者を加配し、夜間及び深夜の時間帯を通じて定時的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保している場合であって、次のアからウまでの要件を満たしていると都道府県知事が認める場合について、算定する。ア　夜間支援従事者の配置(四)のアの規定を準用する。イ　夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態(ア) (四)のイの(ア)の規定を準用する。(イ) (四)のイの(イ)の規定を準用する。(ウ) 夜間支援従事者は、少なくとも１晩につき１回以上は当該加算の対象とする夜間支援対象利用者が居住する共同生活住居を巡回すること。また、利用者の状況に応じ、定時的な居室の巡回や電話の収受のほか、必要に応じて、緊急時の対応等を行うものとする。ただし、サテライト型住居については、当該住居の形態や入居している利用者の意向、状態像等を勘案した上で、サテライト型住居ごとに巡回の必要性を判断することとして差し支えない。ウ　加算の算定方法１人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者の数に応じ加算額を算定する。この場合の夜間支援対象利用者の数は、当該夜間支援従事者が夜間支援を行う共同生活住居に入居している利用者数の総数とし、当該利用者数の総数は、現に入居している利用者の数ではなく、第２の１の(５)の規定を準用して算定するものとする。なお、当該夜間支援従事者が支援を行う共同生活住居に入居している利用者は、報酬告示第15の１の５のロの夜間支援等体制加算(Ⅱ)、同ハの夜間支援等体制加算(Ⅲ)、同ニの夜間支援等体制加算(Ⅳ)及び同ホの夜間支援等体制加算(Ⅴ)を算定できないものであること。 | 平18厚告523別表第15の1の5の注6 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| ７　夜勤職員加配加算 | 第6の1の(4)に定める員数の夜間支援従事者に加え、共同生活住居ごとに、夜勤を行う夜間支援従事者を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。◎留意事項通知第２の３の（８）⑨　夜勤職員加配加算の取扱いについて報酬告示第15の１の５の２の夜勤職員加配加算については、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、指定障害福祉サービス基準第213条の４第２項に定める夜間支援従事者に加え、夜勤を行う夜間支援従事者を１以上配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保している場合であって、次の(一)から(三)までの要件を満たしていると都道府県知事が認める場合について、算定する。(一)　夜間支援従事者の加配加配される夜間支援従事者は、当該夜間支援従事者が夜間に支援を行う利用者が居住する共同生活住居に配置され、専らその職務に従事する必要があり、複数の共同生活住居又は他の事業所等における夜間業務を行うことで、この加算を算定することはできないものであること。ただし、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所が設置する指定短期入所事業所（併設事業所に限る。）の従業者が、当該夜間支援従事者の業務を兼務しても差し支えないものとする。(二)　夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態加配される夜間支援従事者の業務は、指定障害福祉サービス基準第213条の４第２項に定める夜間支援従事者と同じとする。なお、常勤、非常勤を問わないものであること。また、当該夜間支援従事者は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所に従事する世話人又は生活支援員以外の者であって、夜間における支援を委託されたものであっても差し支えないものとする。(三)　加算の算定方法日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、指定障害福祉サービス基準第213条の４第２項に定める夜間支援従事者に加え、夜勤を行う夜間支援従事者を１以上配置した共同生活住居に居住する利用者について、当該加算を算定できるものとする。 | 平18厚告523別表第15の1の5の2の注 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | 日中サービス支援型夜間支援従事者　人 | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| ８　重度障害者支援加算 | （１）重度障害者支援加算（Ⅰ）については、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」の十六のイの(1)に定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、平成18年厚生労働省告示第523号の別表「介護給付費等単位数表」の第8の1の注1に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にある者（指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者を除く。）に対して指定共同生活援助又は日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。◎留意事項通知第２の３の（８）⑩ 重度障害者支援加算の取扱いについて(一)　報酬告示第15の１の６のイの重度障害者支援加算（Ⅰ）については、次のアからウのいずれの要件も満たす指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、指定重度障害者等包括支援の対象となる利用者に対し、指定共同生活援助又は日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に算定する。なお、指定障害福祉サービス基準附則第18条の２第１項又は第２項の適用を受ける利用者及び外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の利用者については、この加算を算定することができない。ア　指定障害福祉サービス基準第208条第１項第２号又は第213条の４第１項第２号に規定する生活支援員の員数に加えて、指定重度障害者等包括支援の対象となる利用者の支援のために必要と認められる数の生活支援員を加配していること。この場合、常勤換算方法で、指定障害福祉サービス基準を超える生活支援員が配置されていれば足りるものである。(例) 区分６の利用者が２人、区分５の利用者が２人入居する指定共同生活援助事業所・ 区分６：２人÷2.5＝0.8人・ 区分５：２人÷４＝0.5人・ 指定障害福祉サービス基準上の生活支援員の必要数（常勤換算)→ 1.4人以上の生活支援員を配置した場合に、この加算の対象となる。イ　指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所に配置されているサービス管理責任者又は生活支援員のうち１人以上が、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者、行動援護従業者養成研修修了者又は喀痰吸引等研修（第２号）修了者（以下この⑩において「実践研修修了者」という。）であること。その際、喀痰吸引等研修（第１号）修了者が配置されている場合は当該者を喀痰吸引等研修（第２号）修了者が配置されているものとみなす。また、当該事業所において強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者又は行動援護従業者養成研修修了者を配置し、かつ、利用者の中に行動障害を有する者がいる場合は、当該利用者に係る支援計画シート等を作成すること。ウ　指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所に配置されている生活支援員のうち20％以上が、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者、重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程修了者、行動援護従業者養成研修修了者又は喀痰吸引等研修（第３号）修了者（以下この⑩において「基礎研修修了者」という。）であること。その際、喀痰吸引等研修（第１号）修了者又は喀痰吸引等研修（第２号）修了者が配置されている場合は当該者を喀痰吸引等研修（第３号）修了者が配置されているものとみなす。エ　上記イ及びウにおけるサービス管理責任者及び生活支援員の数は、常勤換算方法ではなく、当該事業所においてサービス管理責任者又は生活支援員として従事する従業者の実人数で算出し、例えば、世話人と生活支援員を兼務している者についても生活支援員の数に含めること。(例) 指定共同生活援助事業所に生活支援員として従事する従業者の人数が13名の場合・ 上記ウの場合13名×10％＝1.3名。よって、２名以上について研修を受講させる計画を定める。 | 平18厚告523別表第15の1の6の注平18厚告551の十六のイの(1) | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （２）重度障害者支援加算（Ⅱ）については、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」の十六のイの(2)に定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、区分４以上に該当し、平成18年厚生労働省告示第523号の別表「介護給付費等単位数表」の第8の1の注1の(2)に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にある者（指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者を除く。）に対して指定共同生活援助又は日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、重度障害者支援加算（Ⅰ）を算定している場合は、加算しない。◎留意事項通知第２の３の（８）⑩ 重度障害者支援加算の取扱いについて(二)　報酬告示第15の１の６のロの重度障害者支援加算（Ⅱ）については、次のアからウのいずれの要件も満たす指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、障害支援区分４以上に該当し、かつ、障害支援区分認定調査の結果に基づき、当該認定調査の項目中、行動関連項目（第543号告示別表第二に規定する行動関連項目をいう。以下同じ。）について算出した点数の合計が10点以上の者に対し、指定共同生活援助又は日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に算定する。なお、指定障害福祉サービス基準附則第18条の２第１項又は第２項の適用を受ける利用者及び外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の利用者及び報酬告示第15の１の６のイの重度障害者支援加算（Ⅰ）の対象者については、この加算を算定することができない。ア　(一)のアの規定を準用する。イ　指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所に配置されているサービス管理責任者又は生活支援員のうち１人以上が、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者、行動援護従業者養成研修修了者であること。また、当該事業所において強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者又は行動援護従業者養成研修修了者を配置し、かつ、行動障害を有する利用者に係る支援計画シート等を作成すること。ウ　指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所に配置されている生活支援員のうち20％以上が、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者、重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程修了者又は行動援護従業者養成研修修了者であること。エ　(一)のエの規定を準用する。 | 平18厚告523別表第15の1の6の注2平18厚告551の十六のイの(2) | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| ９　医療的ケア対応支援加算 | 指定障害福祉サービス基準に定める員数の従業者に加え、看護職員を常勤換算方法で1以上配置するものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等において、平成18年厚生労働省告示第556号の五の二に規定する厚生労働大臣が定める者に対して指定共同生活援助等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、重度障害者支援加算（Ⅰ）を算定している場合は、加算しない。◎留意事項通知第２の３の（８）⑪　医療的ケア対応支援加算の取扱いについて報酬告示第15の１の７の医療的ケア対応支援加算については、看護職員を常勤換算方法で１以上配置している指定共同生活援助事業所等において、スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者に対して指定共同生活援助等を提供する場合に算定可能とする。 | 平18厚告523別表第15の1の7の注 平18厚告556の五の二 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| １０　日中支援加算 | （１）日中支援加算（Ⅰ）については、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が、高齢又は重度の障害者（65歳以上又は障害支援区分4以上の障害者をいう。）であって日中を共同生活住居の外で過ごすことが困難であると認められる利用者に対して、共同生活援助計画又は外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、日中に支援を行った場合に、日中支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、指定共同生活援助事業所にあっては、日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に支援を行った場合については、算定しない。◎留意事項通知第２の３の（８）⑫ 日中支援加算の取扱いについて(一) 報酬告示第15の１の８のイの日中支援加算(Ⅰ)については、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が、高齢又は重度の障害者（65歳以上又は障害支援区分４以上の障害者をいう。）であって日中を共同生活住居の外で過ごすことが困難であると認められる利用者に対して、共同生活援助計画又は外部サービス利用型共同生活援助計画に位置付けた上で、日中に支援を行った場合に、日中支援対象利用者の数に応じて、算定する。ア　日中支援従事者の配置(ア)　指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所は、当該利用者に対して日中に支援を行う場合には、当該支援の内容について、当該利用者のサービス等利用計画と整合性を図った上で、共同生活援助計画又は外部サービス利用型共同生活援助計画に位置付けるとともに、指定障害福祉サービス基準に規定する生活支援員又は世話人の員数に加えて、日中に支援を行う日中支援従事者を加配しなければならないものであること。なお、この場合の日中の支援に係る生活支援員又は世話人の勤務時間については、指定障害福祉サービス基準に規定する生活支援員又は世話人の員数を算定する際の勤務時間には含めてならないものであること。(イ)　日中支援従事者は、当該指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に従事する世話人又は生活支援員以外の者であって、日中の支援を委託されたものであっても差し支えないものとする。ただし、別途報酬等（報酬告示第15の１の８のロの日中支援加算(Ⅱ)を除く。）により評価される職務に従事する者に委託する場合は、この加算は算定できないものであること。イ　加算の算定方法加算の算定は、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、日中に支援を行う日中支援対象利用者の数に応じ、加算額を算定する。この場合の日中支援対象利用者数には、報酬告示第15の１の８のロの日中支援加算(Ⅱ)の日中支援対象利用者の数を含めること。なお、指定障害福祉サービス基準附則第18条の２第１項又は第２項の適用を受ける利用者については、この加算を算定することができない。また、指定共同生活援助事業所の利用者にあっては、日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に支援を行った場合については、この加算を算定することができない。 | 平18厚告523別表第15の1の8の注1 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | 指定共同生活援助外部サービス利用型指定共同生活援助計画上の位置付け加配に係る勤務時間は生活支援員の員数には含めない | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （２）日中支援加算（Ⅱ）については、指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所（区分2以下に該当する利用者に限る。）又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が、生活介護等利用者が心身の状況等によりこれらのサービスを利用することができないとき又は就労することができないときに、当該利用者に対して日中に支援を行った場合であって、当該支援を行った日が1月につき2日を超える場合に、当該2日を超える期間について、1日につき所定単位数を加算しているか。◎留意事項通知第２の３の（８）⑫ 日中支援加算の取扱いについて(二) 報酬告示第15の１の８のロの日中支援加算(Ⅱ)については、指定共同生活援助等と併せて支給決定されている日中活動サービスを利用することとなっている日に当該サービスを利用することができないとき、サービス等利用計画又は共同生活援助計画、日中サービス支援型共同生活援助計画若しくは外部サービス利用型共同生活援助計画（以下「共同生活援助計画等」という。）に位置付けて計画的に地域活動支援センター、介護保険法に規定する通所介護、通所リハビリテーション、介護予防・日常生活支援総合事業のうち従前の介護予防通所介護に相当するもの若しくは介護予防通所リハビリテーション、精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア若しくは精神科デイ・ナイト・ケアを利用している者が利用することとなっている日に利用することができないとき又は就労している利用者が出勤予定日に出勤できないときに、当該利用者に対し、日中に介護等の支援を行った場合であって、当該支援を行った日数の合計が１月につき２日を超える場合、３日目以降について算定する。ア　日中支援従事者の配置(ア)　指定共同生活援助事業所等は、当該利用者に対して日中に支援を行う場合には、日中活動サービス事業所等との十分な連携を図り、当該支援の内容について日中活動サービス等との整合性を図った上、共同生活援助計画等に位置付けるとともに、指定障害福祉サービス基準に規定する生活支援員又は世話人の員数に加えて、当該利用者の支援のために必要と認められる数の生活支援員又は世話人を加配しなければならないものであること。なお、この場合の日中の支援に係る生活支援員又は世話人の勤務時間については、指定障害福祉サービス基準に規定する生活支援員又は世話人の員数を算定する際の勤務時間には含めてはならないものであること。ただし、日中サービス支援型指定共同生活事業所においては、指定障害福祉サービス基準第213条の４に規定する人員を確保する場合には、加算の算定に当たって生活支援員又は世話人の加配を要しないこととする。(イ)　日中支援従事者は、当該指定共同生活援助事業所等に従事する世話人又は生活支援員以外の者であって日中の支援を委託されたものであっても差し支えないものとする。ただし、別途報酬等（報酬告示第15の１の８のイの日中支援加算(Ⅰ)を除く。）により評価される職務に従事する者に委託する場合は、この加算は算定できないものであること。イ　加算の算定方法加算の算定は、指定共同生活援助事業所等ごとに、日中に支援を行う日中支援対象利用者の数に応じ、加算額を算定する。この場合の日中支援対象利用者の数には、報酬告示第15の１の８のイの日中支援加算(Ⅰ)の日中支援対象利用者の数を含めること。なお、指定障害福祉サービス基準附則第18条の２第１項又は第２項の適用を受ける利用者については、この加算を算定することができない。 | 平18厚告523 別表第15の1の8の注2 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| １１　自立生活支援加算 | 居宅における単身等での生活が可能であると見込まれる利用者（利用期間が1月を超えると見込まれる者に限る。）の退居に先立って、指定共同生活援助事業所等の従業者が、当該利用者に対して、退居後の生活について相談援助を行い、かつ当該利用者が退居後に生活する居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して退居後の障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、入居中2回を限度として所定単位数を加算し、当該利用者の退居後30日以内に当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退居後1回を限度として所定単位数を加算しているか。ただし、当該利用者が、退居後に他の社会福祉施設に入所する場合等にあっては、加算しない。◎留意事項通知第２の３の（８）⑬ 自立生活支援加算の取扱いについて報酬告示第15の２の自立生活支援加算については、療養介護サービス費の「地域移行加算」と同趣旨であるため、２の(５)の③を参照されたい。ただし、退居して他の指定共同生活援助等を行う住居に入居する場合については、この加算を算定できない。◎留意事項通知第２の２の（５）③ 地域移行加算の取扱いについて(一) 報酬告示第５の２に規定する地域移行加算の注中、退院前の相談援助については、入院期間が１月を超えると見込まれる利用者の居宅生活（福祉ホーム又は共同生活援助を行う共同生活住居における生活を含む。以下同じ。）に先立って、退院後の生活に関する相談援助を行い、かつ、利用者が退院後生活する居宅を訪問して退院後の居宅サービス等について相談援助及び連絡調整を行った場合に、入院中２回に限り加算を算定するものである。また、利用者の退院後30日以内に当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退院後１回を限度として加算を算定するものである。(二) 地域移行加算は退院日に算定し、退院後の訪問相談については訪問日に算定するものであること。(三) 地域移行加算は、次のアからウまでのいずれかに該当する場合には、算定できないものであること。ア 退院して病院又は診療所へ入院する場合イ 退院して他の社会福祉施設等へ入所する場合ウ 死亡退院の場合(四) 地域移行加算の対象となる相談援助を行った場合は、相談援助を行った日及び相談援助の内容の要点に関する記録を行うこと。(五) 地域移行加算に係る相談援助の内容は、次のようなものであること。ア 退院後の障害福祉サービスの利用等に関する相談援助イ 食事、入浴、健康管理等居宅における生活に関する相談援助ウ 退院する者の運動機能及び日常生活動作能力の維持及び向上を目的として行う各種訓練等に関する相談援助エ 住宅改修に関する相談援助オ 退院する者の介護等に関する相談援助(六) 退院前の相談援助に係る加算を算定していない場合であっても、退院後の訪問による相談援助を行えば、当該支援について加算を算定できるものであること。 | 平18厚告523 別表第15の2の注 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| １２　入院時支援特別加算 | 　家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病院又は診療所（当該指定共同生活援助事業所等の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。）への入院を要した場合に、第2の1、第6の1又は第10の1の規定により指定共同生活援助事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、共同生活援助計画、日中サービス支援型共同生活援助計画又は外部サービス利用型共同生活援助計画（共同生活援助計画等）に基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月に1回を限度として、入院期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定しているか。◎留意事項通知第２の３の（８）⑭　入院時支援特別加算の取扱いについて報酬告示第15の３の入院時支援特別加算については、３の(２)の⑫の規定を準用する。なお、共同生活援助サービス費(Ⅳ)、日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅳ)、報酬告示第15の１の２の注９に定める日中サービス支援型共同生活援助サービス費又は外部サービス利用型指定共同生活援助サービス費(Ⅴ)を算定している利用者であって、病院又は入所施設に入院又は入所している者については、この加算を算定できない。◎留意事項通知第２の３の（２）⑫　入院時支援特別加算の取扱いについて(一)　報酬告示第11の５の４の入院時支援特別加算については、長期間にわたる入院療養又は頻回の入院療養が必要な利用者に対し、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所の従業者が病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援など、日常生活上の支援を行うとともに、退院後の円滑な生活移行が可能となるよう、病院又は診療所との連絡調整を行った場合に、１月の入院日数の合計数（入院の初日及び最終日を除く。）に応じ、加算する。(二)　報酬告示第11の５の４のイが算定される場合にあっては少なくとも１回以上、５の４のロが算定される場合にあっては少なくとも２回以上病院又は診療所を訪問する必要があること。なお、入院期間が７日以上の場合であって、病院又は診療所への訪問回数が１回である場合については、５の４のイを算定する。(三)　入院期間が複数月にまたがる場合の２月目以降のこの加算の取扱いについては、当該２月目において、入院日数の合計が、３日に満たない場合、当該２月目については、この加算を算定しない。(四)　指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所の従業者は、病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援、入退院の手続や家族等への連絡調整などの支援を行った場合は、その支援内容を記録しておくこと。(五)　入院時支援特別加算は、⑬の長期入院時支援特別加算を算定する月については算定できない。また、この場合において、最初の１月目で長期入院時支援特別加算を算定した場合であっても、１回の入院における２月目以降の月について、入院時支援特別加算を算定することは可能であること。 | 平18厚告523 別表第15の3の注 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | 入院日数確認（入院初日、退院日を除く）複数月に跨がる場合の日数確認訪問時の記録 | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| １３　長期入院等支援特別加算 | 家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病院又は診療所（当該指定共同生活援助事業所等の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。）への入院を要した場合に、第2の1、第6の1又は第10の1の規定により指定共同生活援助事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、共同生活援助計画等に基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月の入院期間（入院の初日及び最終日を除く。）の日数が2日を超える場合に、当該日数を超える期間（継続して入院している者にあっては、入院した初日から起算して3月に限る。）について、1日につき、所定単位数を加算しているか。ただし、4の入院時支援特別加算が算定される月に算定しない。◎留意事項通知第２の３の（８）⑮　長期入院時支援特別加算の取扱いについて報酬告示第15の３の２の長期入院時支援特別加算については、３の(２)の⑬の規定を準用する。指定共同生活援助事業所はイの加算額を、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所はロの加算額を、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所はハの加算額を算定するものとする。なお、共同生活援助サービス費(Ⅳ)、日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅳ)、報酬告示第15の１の２の注９に定める日中サービス支援型共同生活援助サービス費又は外部サービス利用型指定共同生活援助サービス費(Ⅴ)を算定している利用者であって、病院又は入所施設に入院又は入所している者については、この加算を算定できない。◎留意事項通知第２の３の（２）⑬　長期入院時支援特別加算の取扱いについて(一)　報酬告示第11の５の５の長期入院時支援特別加算については、長期間にわたる入院療養又は頻回の入院療養が必要な利用者に対し、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所の従業者が病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援など、日常生活上の支援を行うとともに、退院後の円滑な生活移行が可能となるよう、病院又は診療所との連絡調整を行った場合、入院期間（入院の初日及び最終日を除く。）に応じ、１日につき所定単位数を算定する。(二)　報酬告示第11の５の５が算定される場合にあっては、特段の事情のない限り、原則、１週に１回以上病院又は診療所を訪問する必要があること。なお、「特段の事情」とは、利用者の事情により、病院又は診療所を訪問することができない場合を主として指すものであること。また、当該特段の事情がある場合については、その具体的な内容を記録しておくこと。(三)　長期入院時支援特別加算の算定に当たって、１回の入院で月をまたがる場合は、当該加算を算定できる期間の属する月を含め、最大３月間まで算定が可能であること。また、２月目以降のこの加算の取扱いについては、当該月の２日目までは、この加算は算定できないこと。(四)　指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所の従業者は、病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援、入退院の手続や家族等への連絡調整などの支援を行った場合は、その支援内容を記録しておくこと。(五)　長期入院時支援特別加算は、⑫の入院時支援特別加算を算定する月については算定できない。また、この場合において、最初の１月目で入院時支援特別加算を算定した場合であっても、１回の入院における２月目以降の月について、長期入院時支援特別加算を算定することは可能であること。(六)　長期入院時支援特別加算は、長期帰宅時支援加算と同一日に算定することはできないこと。 | 平18厚告523別表第15の3の2の注 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | 入院日数確認（入院初日、退院日を除く）複数月に跨がる場合の日数確認訪問時の記録 | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| １４　帰宅時支援加算 | 利用者が共同生活援助計画等に基づき家族等の居宅等において外泊した場合に、1月に1回を限度として、外泊期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定しているか。◎留意事項通知第２の３の（８）⑯　帰宅時支援加算の取扱いについて報酬告示第15の４の帰宅時支援加算については、３の(２)の⑭の規定を準用する。なお、共同生活援助サービス費(Ⅳ)、日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅳ)、報酬告示第15の１の２の注９に定める日中サービス支援型共同生活援助サービス費又は外部サービス利用型指定共同生活援助サービス費(Ⅴ)を算定している利用者であって、病院又は入所施設に入院又は入所している者については、この加算を算定できない。◎留意事項通知第２の３の（２）⑭　帰宅時支援加算の取扱いについて(一)　報酬告示第11の５の６の帰宅時支援加算については、利用者が自立訓練（生活訓練）計画に基づき、家族等の居宅等において外泊した場合であって、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所が当該利用者の帰省に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保等の支援を行った場合に、当該利用者の１月における外泊の日数（外泊の初日及び最終日を除く。）に応じ、算定する。(二)　指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所の従業者は、当該利用者が帰省している間、家族等との連携を十分図ることにより、当該利用者の居宅等における生活状況等を十分把握するとともに、その内容については、記録しておくこと。また、必要に応じ自立訓練（生活訓練）計画の見直しを行う必要があること。(三)　外泊期間が複数月にまたがる場合の２月目以降のこの加算の取扱いについては、当該２月目において、外泊日数の合計が、３日に満たない場合、当該２月目については、この加算を算定しない。(四)　帰宅時支援加算は、⑮の長期帰宅時支援加算を算定する月については算定できない。また、この場合において、最初の１月目で長期帰宅時支援加算を算定した場合であっても、１回の外泊における２月目以降の月について、帰宅時支援加算を算定することは可能であること。(五)　共同生活援助の体験的な利用に伴う外泊の場合であって、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所と同一敷地内の指定共同生活援助事業所等を利用する場合は算定しないものとする。 | 平18厚告523別表第15の4の注 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | 外泊日数確認（初日、最終日除く） | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| １５　長期帰宅時支援加算 | 利用者が共同生活援助計画等に基づき家族等の居宅等において外泊した場合に、1月の外泊期間(外泊の初日及び最終日を除く。)の日数が2日を超える場合に、当該日数を超える期間について、1日につき所定単位数を加算しているか。（継続して外泊している者にあっては、外泊した初日から起算して3月に限る。）ただし、5の帰宅時支援加算が算定される期間は、算定しない。◎留意事項通知第２の３の（８）⑰　長期帰宅時支援加算の取扱いについて報酬告示第15の５の長期帰宅時支援加算については、３の(２)の⑮の規定を準用する。指定共同生活援助事業所はイの加算額を、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所はロの加算額を、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所はハの加算額を算定するものとする。なお、共同生活援助サービス費(Ⅳ)、日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅳ)、報酬告示第15の１の２の注９に定める日中サービス支援型共同生活援助サービス費又は外部サービス利用型指定共同生活援助サービス費(Ⅴ)を算定している利用者であって、病院又は入所施設に入院又は入所している者については、この加算を算定できない。◎留意事項通知第２の３の（２）⑮　長期帰宅時支援加算の取扱いについて(一)　報酬告示第11の５の７の長期帰宅時支援加算については、利用者が自立訓練（生活訓練）計画に基づき、家族等の居宅等において長期間外泊した場合であって、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所が当該利用者の帰省に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保等の支援を行った場合、外泊期間（外泊の初日及び最終日を除く。）に応じ、１日につき所定単位数を算定する。(二)　指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所の従業者は、当該利用者が帰省している間、家族等との連携を十分図ることにより、当該利用者の居宅等における生活状況等を十分把握するとともに、その内容については、記録しておくこと。また、必要に応じ自立訓練（生活訓練）計画の見直しを行う必要があること。(三)　長期帰宅時支援加算の算定に当たって、１回の外泊で月をまたがる場合は、当該加算を算定できる期間の属する月を含め、最大３月間まで算定が可能であること。また、２月目以降のこの加算の取扱いについては、当該月の２日目までは、この加算は算定できないこと。(四)　長期帰宅時支援加算は、⑭の帰宅時支援加算を算定する月については算定できない。また、この場合において、最初の１月目で帰宅時支援加算を算定した場合であっても、１回の外泊における２月目以降の月について、長期帰宅時支援加算を算定することは可能であること。(五)　長期帰宅時支援加算は、長期入院時支援特別加算と同一日に算定することはできないこと。(六)　共同生活援助への体験的な利用の場合であって、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所と同一敷地内の指定共同生活援助事業所等を利用する場合は算定しないものとする。 | 平18厚告523別表第15の5の注 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | 外泊日数確認（初日、最終日除く） | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| １６　地域生活移行個別支援特別加算 | 平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」の十六のロ、十七のロ又は十八のイに定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業者、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者（指定共同生活援助事業者等）が、平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者」の九に定める者に対して、特別な支援に対応した共同生活援助計画等に基づき、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、当該者に対し、3年以内（医療観察法に基づく通院期間の延長を行った場合にあっては、当該延長期間が終了するまで）の期間（他の指定障害福祉サービスを行う事業所及び指定障害者支援施設等において地域生活移行個別支援特別加算を算定した期間を含む。）において、1日につき所定単位数を加算しているか。◎留意事項通知第２の３の（８）⑱　地域生活移行個別支援特別加算の取扱いについて報酬告示第15の６の地域生活移行個別支援特別加算については、３の(２)の⑰の規定を準用する。◎留意事項通知第２の３の（２）⑰　地域生活移行個別支援特別加算の取扱いについて報酬告示第11の５の９の地域生活移行個別支援特別加算については、次のとおり取り扱うものとする。(一)　対象者の要件医療観察法に基づく通院決定を受けてから３年を経過していない者（通院期間が延長された場合、その延長期間を限度とする。）又は矯正施設若しくは更生保護施設を退所等の後、３年を経過していない者であって、保護観察所又は地域生活定着支援センターとの調整により、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所を利用することとなった者をいうものである。なお、矯正施設からの退所等の後、一定期間居宅で生活した後３年以内に保護観察所又は地域生活定着支援センターとの調整により、指定宿泊型自立訓練を利用することになった場合、指定宿泊型自立訓練の利用を開始してから３年以内で必要と認められる期間について加算の算定対象となる。(二)　施設要件加算の要件となる人員配置については、あらかじめ指定基準上配置すべき従業者に加えて一定数の配置を求めるものではなく、加算対象者受入時において適切な支援を行うために必要な数の人員を確保することが可能であるとともに、有資格者による指導体制が整えられ、有資格者を中心とした連携体制により対象者に対して適切な支援を行うことが可能であること。なお、こうした支援体制については、協議会の場等で関係機関の協力体制も含めて協議しておくことが望ましい。また、従業者に対する研修会については、原則として事業所の従業者全員を対象に、加算対象者の特性の理解、加算対象者が通常有する課題とその課題を踏まえた支援内容、関係機関の連携等について、矯正施設等を退所した障害者の支援に実際に携わっている者を講師とする事業所内研修、既に支援の実績のある事業所の視察、関係団体が行う研修会の受講等の方法により行うものとする。(三)　支援内容加算の対象となる事業所については、以下の支援を行うものとする。ア　本人や関係者からの聞き取りや経過記録、行動観察等によるアセスメントに基づき、犯罪行為等に至った要因を理解し、これを誘発しないような環境調整と必要な専門的支援（教育又は訓練）が組み込まれた、自立訓練（生活訓練）計画の作成イ　指定医療機関や保護観察所等の関係者との調整会議の開催ウ　日常生活や人間関係に関する助言エ　医療観察法に基づく通院決定を受けた者に対する通院の支援オ　日中活動の場における緊急時の対応カ　その他必要な支援◎厚生労働大臣が定める施設基準（平成18年厚生労働省告示第551号）第16のロ　※指定共同生活援助(１)　指定障害福祉サービス基準第二百八条の規定により指定共同生活援助事業所に置くべき世話人又は生活支援員に加え、介護給付費等単位数表第15の6の注に規定する別に厚生労働大臣が定める者に対する適切な支援を行うために必要な数の世話人又は生活支援員を配置することが可能であること。(２)　社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師の資格を有する者が配置されているとともに、介護給付費等単位数表第15の6の注に規定する別に厚生労働大臣が定める者に対する支援について、当該資格を有する者による指導体制が整えられていること。(３)　指定共同生活援助事業所の従業者に対し、医療観察法第四十二条第一項第二号若しくは第五十一条第一項第二号に規定する入院によらない医療を受けている者又は刑事施設若しくは少年院を釈放された障害者の支援に関する研修が年一回以上行われていること。(４)　保護観察所、更生保護施設、指定医療機関又は精神保健福祉センターその他関係機関との協力体制が整えられていること。 | 平18厚告523 別表第15の6の注 平18厚告551の十六のロ平18厚告551の十七のロ準用（十六のロ）平18厚告551の十八のイ平18厚告556の九 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | ◎厚生労働大臣が定める施設基準（平成18年厚生労働省告示第551号）第17のロ※日中サービス支援型共同生活援助第十六号ロの規定を準用する。◎厚生労働大臣が定める施設基準（平成18年厚生労働省告示第551号）第18のロ※外部サービス利用型共同生活援助(１)　指定障害福祉サービス基準第二百十三条の十四の規定により外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に置くべき世話人に加え、介護給付費等単位数表第15の6の注に規定する別に厚生労働大臣が定める者に対する適切な支援を行うために必要な数の世話人を配置することが可能であること。(２)　社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師の資格を有する者が配置されているとともに、介護給付費等単位数表第15の6の注に規定する別に厚生労働大臣が定める者に対する支援について、当該資格を有する者による指導体制が整えられていること。(３)　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者に対し、医療観察法第四十二条第一項第二号若しくは第五十一条第一項第二号に規定する入院によらない医療を受けている者又は刑事施設若しくは少年院を釈放された障害者の支援に関する研修が年一回以上行われていること。(４)　保護観察所、更生保護施設、指定医療機関又は精神保健福祉センターその他関係機関との協力体制が整えられていること。◎厚生労働大臣が定める者（平成18年厚生労働省告示第556号）第９号心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成15年法律第110号)第42条第1項第2号若しくは第51条第1項第2号に基づく入院によらない医療を受ける者、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成17年法律第50号)第3条に規定する刑事施設若しくは少年院法(平成26年法律第58号)第3条に規定する少年院からの釈放に伴い関係機関と調整の結果、受け入れた者であって当該釈放から3年を経過していないもの又はこれに準ずる者 |  | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| １７　精神障害者地域移行特別加算 | 運営規程に定める主たる対象とする障害者の種類に精神障害者を含み、かつ、第2の1、第6の1又は第10の1の規定により指定共同生活援助事業所等に置くべき従業者のうち社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等である従業者を1人以上配置するものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等において、当該社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等である従業者が、精神科病院に1年以上入院していた精神障害者であって当該精神科病院を退院してから1年以内のものに対し、共同生活援助計画等を作成するとともに、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、7の地域生活移行個別支援特別加算を算定している場合は、算定しない。◎留意事項通知第２の３の（８）⑲　精神障害者地域移行特別加算の取扱いについて報酬告示第15の６の２の精神障害者地域移行特別加算については、３の(２)の⑱の規定を準用する。◎留意事項通知第２の３の（２）⑱　精神障害者地域移行特別加算の取扱いについて報酬告示第11の５の10の精神障害者地域移行特別加算については、次のとおり取り扱うものとする。(一)　対象者の要件精神科病院に１年以上入院していた精神障害者であって、退院してから１年以内の者であること。また、本加算は、長期入院精神障害者の地域移行を進めることを趣旨としたものであることから、原則として、長期入院精神障害者が精神科病院から退院するに当たり、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所が当該精神障害者の受入れを行うことを想定しており、退院日から１年以内について、加算の算定ができるものとすること。なお、１年以上精神科病院に入院し、退院後、一定期間居宅等で生活した精神障害者であっても、退院から１年以内について、加算を算定できるものである。(二)　施設要件事業所が定める運営規程において、主たる対象とする障害の種類に精神障害者を含む指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所であること。また、当該事業所の従業者として、社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師若しくは心理に関する支援を要する者に対する相談、助言、指導等の援助を行う能力を有する者を１人以上配置するとともに、精神障害者の地域生活を支援するための体制を確保していること。(三)　支援内容加算の対象となる事業所については、以下の支援を行うものとする。ア　社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師若しくは心理に関する支援を要する者に対する相談、助言、指導等の援助を行う能力を有する者である従業者による、本人、家族、精神科病院その他関係者からの聞き取り等によるアセスメント及び地域生活に向けた自立訓練（生活訓練）計画の作成イ　精神科病院との日常的な連携（通院支援を含む）ウ　対象利用者との定期及び随時の面談エ　日中活動の選択、利用、定着のための支援オ　その他必要な支援 | 平18厚告523 別表第15の6の2の注 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | 社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等である従業者　人計画上の位置付[ ] 有[ ] 無 | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| １８　強度行動障害者地域移行特別加算 | 平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」の十六のハ又は十七のハに定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、指定障害者支援施設等又は指定障害児入所施設等に1年以上入所していた者であって当該施設等を退所してから1年以内のもののうち、平成18年厚生労働省告示第543号「厚生労働大臣が定める基準」の四十に定める基準に適合すると認められた利用者に対し、共同生活援助計画又は日中サービス支援型共同生活援助計画に基づき、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、2の6の重度障害者支援加算を算定している場合は、算定しない。◎留意事項通知第２の３の（８）⑳　強度行動障害者地域移行特別加算の取扱いについて報酬告示第15の６の３の強度行動障害者地域移行特別加算については、３の(２)の⑲の規定を準用する。◎留意事項通知第２の３の（２）⑲　強度行動障害者地域移行特別加算の取扱いについて報酬告示第11の５の11の強度行動障害者地域移行特別加算については、次のとおり取り扱うものとする。(一)　対象者の要件障害支援区分認定調査の結果に基づき、当該認定調査の項目中、行動関連項目（第543号告示別表第二に規定する行動関連項目をいう。）について、算出した点数の合計が10点以上の者（以下この⑲において「強度行動障害を有する者」という。）であって、指定障害者支援施設等又は指定障害児入所施設等に１年以上入所していたもののうち、退所してから１年以内の障害者であること。また、本加算は、強度行動障害を有する者の地域移行を進めることを趣旨としたものであることから、原則として、１年以上指定障害者支援施設等又は指定障害児入所施設等に入所した強度行動障害を有する者が当該施設から退所するに当たり、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所が当該強度行動障害を有する者の受入れを行うことを想定しており、退所日から１年以内について、加算の算定ができるものとすること。なお、１年以上指定障害者支援施設等又は指定障害児入所施設等に入所し、退所後、一定期間居宅等で生活した強度行動障害を有する者であっても、退所から１年以内について、加算を算定できるものである。(二)　施設要件以下のいずれにも該当する指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所において、強度行動障害を有する者に対して、自立訓練（生活訓練）計画に基づき、当該利用者の障害特性を踏まえた地域生活のための相談援助や個別の支援を行うものであること。(ア)　指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所のサービス管理責任者又は生活支援員のうち、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者又は行動援護従業者養成研修修了者を１以上配置していること。(イ)　指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所の生活支援員のうち、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者又は行動援護従業者養成研修修了者の割合が100分の20以上であること。◎厚生労働大臣が定める施設基準（平成18年厚生労働省告示第551号）第16のハ、第17のハ第11号ニの規定を準用する。◎厚生労働大臣が定める施設基準（平成18年厚生労働省告示第551号）第11のニ次の(1)及び(2)のいずれにも該当する指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所であること。(１)　指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所のサービス管理責任者又は生活支援員のうち、強度行動障害支援者養成研修(実践研修)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を1以上配置していること。(２)　指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所の生活支援員のうち、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者の割合が百分の二十以上であること。◎厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省告示第543号）第40第４号の規定を準用する。４　介護給付費等単位数表第2の1の重度訪問介護サービス費の注1の(2)の厚生労働大臣が定める基準障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成26年厚生労働省令第5号)第1条第1項に規定する障害支援区分認定調査の結果に基づき、同令別表第一における調査項目中「コミュニケーション」、「説明の理解」、「大声・奇声を出す」、「異食行動」、「多動・行動停止」、「不安定な行動」、「自らを傷つける行為」、「他人を傷つける行為」、「不適切な行為」、「突発的な行動」及び「過食・反すう等」並びにてんかん発作の頻度(以下「行動関連項目」という。)について、別表第2に掲げる行動関連項目の欄の区分に応じ、その行動関連項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が10点以上であること。 | 平18厚告523 別表第15の6の3の注平18厚告551の十六のハ準用（十一のニ）平18厚告551の十七のハ準用（十一のニ）平18厚告543の四十準用（四） | 適宜必要と認める報酬関係資料 | 強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者又は行動援護従業者養成研修修了者　人計画上の位置付[ ] 有[ ] 無指定共同生活援助日中サービス支援型共同生活援助 | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| １９　強度行動障害者体験利用加算 | 平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」の十六のハ又は十七のハに定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、一時的に体験的な指定共同生活援助又は日中サービス支援型指定共同生活援助の利用が必要と認められる者のうち、平成18年厚生労働省告示第543号「厚生労働大臣が定める基準」の四十に定める基準に適合すると認められた利用者に対し、共同生活援助計画又は日中サービス支援型共同生活援助計画に基づき、指定共同生活援助又は日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、2の6の重度障害者支援加算を算定している場合は、算定しない。◎留意事項通知第２の３の（８）㉑　強度行動障害者体験利用加算の取扱いについて報酬告示第15の６の４の強度行動障害者体験利用加算については、次のとおり取り扱うものとする。(一) 対象者の要件障害支援区分認定調査の結果に基づき、当該認定調査の項目中、行動関連項目について、算出した点数の合計が10点以上の者であって、指定共同生活援助又は日中サービス支援型指定共同生活援助を体験的に利用する者であること。(二) 施設要件３の(２)の⑲の(二)の規定を準用する。 | 平18厚告523 別表第15の6の4の注平18厚告551の十六のハ準用（十一のニ）平18厚告551の十七のハ準用（四のニ）平18厚告543の四十準用（四） | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| ２０　医療連携体制加算 | （１）医療連携体制加算（Ⅰ）については、医療機関等との連携により、看護職員を指定共同生活援助事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、５の看護職員配置加算又は９の医療的ケア対応支援加算を算定している利用者については、算定しない。◎留意事項通知第２の３の（８）㉒　医療連携体制加算の取扱いについて報酬告示第15の７の医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅵ)までについては、２の(７)の⑯の(一)及び(二)の規定を準用する。この場合において、２の(７)の⑯の(一)中「医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅷ)」とあるのは、「医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅵ)」と、２の(７)の⑯の(二)中「医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅴ)」とあるのは、「医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅳ)」と、２の(７)の⑯の(ニ)のイ中「医療連携体制加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)」とあるのは、「医療連携体制加算(Ⅳ)」と読み替えるものとする。報酬告示第15の７の医療連携体制加算(Ⅶ)については、環境の変化に影響を受けやすい障害者が、可能な限り継続して指定共同生活援助事業所等で生活を継続できるように、日常的な健康管理を行ったり、医療ニーズが必要となった場合に適切な対応がとれる等の体制を整備している事業所を評価するものである。したがって、(一)　利用者の状態の判断や、指定共同生活援助事業所等の従業者に対し医療面からの適切な指導、援助を行うことが必要であることから、看護師配置を要することとしており、准看護師ではこの加算は認められない。(二)　看護師の配置については、同一法人の他の施設に勤務する看護師を活用する場合は、当該指定共同生活援助事業所等の職員と他の事業所の職員を併任する職員として配置することも可能である。(三)　医療連携体制をとっている事業所が行うべき具体的なサービスとしては、・ 利用者に対する日常的な健康管理・ 通常時及び特に利用者の状態悪化時における医療機関（主治医）との連絡・調整等を想定しており、これらの業務を行うために必要な勤務時間を確保することが必要である。また、適切な支援を行うために必要な数の人員を確保する観点から、看護師１人につき、算定可能な利用者数は20人を上限とすること。なお、医療連携体制加算の算定要件である「重度化した場合における対応に係る指針」に盛り込むべき項目としては、例えば、①急性期における医師や医療機関との連携体制、②入院期間中における指定共同生活援助等における家賃や食材料費の取扱いなどが考えられる。◎留意事項通知第２の２の（７）⑯　医療連携体制加算の取扱いについて(一)　報酬告示第７の５の医療連携体制加算(Ⅰ)から（Ⅷ）については、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ当該看護職員が障害者に対して看護の提供又は認定特定行為業務従事者に対し喀痰吸引等に係る指導を行った場合に評価を行うものである。ア　指定短期入所事業所等は、あらかじめ医療連携体制加算に係る業務について医療機関等と委託契約を締結し、障害者に対する看護の提供又は認定特定行為業務従事者に対する喀痰吸引等に係る指導に必要な費用を医療機関に支払うこととする。このサービスは指定短期入所事業所等として行うものであるから当該利用者の主治医から看護の提供又は喀痰吸引等に係る指導等に関する指示を受けること。この場合の指示については、利用者ごとに受けるとともに、その内容を書面で残すこと。なお、当該利用者の主治医以外の医師が主治医と十分に利用者に関する情報共有を行い、必要な指示を行うことができる場合に限り、主治医以外の医師の指示であっても差し支えない。イ　看護の提供においては、当該利用者の主治医の指示で受けた具体的な看護内容等を個別支援計画等に記載すること。また、当該利用者の主治医に対し、定期的に看護の提供状況等を報告すること。ウ　看護職員の派遣については、同一法人内の他の施設に勤務する看護職員を活用する場合も可能であるが、他の事業所の配置基準を遵守した上で、医師の指示を受けてサービスの提供を行うこと。エ　看護の提供又は喀痰吸引等に係る指導上必要となる衛生材料、医薬品等の費用は指定短期入所事業所等が負担するものとする。なお、医薬品等が医療保険の算定対象となる場合は、適正な診療報酬を請求すること。（「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」（平成18年３月31日付け保医発第0331002号厚生労働省保険局医療課長通知）を参照のこと。）(二)　報酬告示第７の５の医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅴ)について、看護職員１人が看護することが可能な利用者数は、以下アからウにより取り扱うこと。ア　医療連携体制加算（Ⅰ）から（Ⅲ）における取扱い医療連携体制加算（Ⅰ）から（Ⅲ）を算定する利用者全体で８人を限度とすること。イ　医療連携体制加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）における取扱い医療連携体制加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）を算定する利用者全体で８人を限度とすること。ウ　ア及びイの利用者数について、それぞれについて８人を限度に算定可能であること。 | 平18厚告523 別表第15の7の注1 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | 巻末ＱＡ参照看護記録確認◆委託契約[ ] 有[ ] 無◆主治医からの指示（指示は書面で残す必要あり）[ ] 有[ ] 無◆具体的な看護内容を個別支援計画に記載[ ] 有[ ] 無 | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （２）医療連携体制加算（Ⅱ）については、医療機関等との連携により、看護職員を指定共同生活援助事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、５の看護職員配置加算又は９の医療的ケア対応支援加算を算定している利用者については、算定しない。 | 平18厚告523 別表第15の7の注2 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （３）医療連携体制加算（Ⅲ）については、医療機関等との連携により、看護職員を指定共同生活援助事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、５の看護職員配置加算又は９の医療的ケア対応支援加算を算定している~~場合~~利用者については、算定しない。 | 平18厚告523別表第15の7の注3 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （４）医療連携体制加算（Ⅳ）については、医療機関等との連携により、看護職員が平成18年厚生労働省告示第556号の五の七に規定する厚生労働大臣が定める者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、５の看護職員配置加算又は９の医療的ケア対応支援加算を算定している利用者については、算定しない。◎厚生労働大臣が定める者（平成18年厚生労働省告示第556号）第５号の７スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者又は医師意見書により医療が必要であるとされる者 | 平18厚告523別表第15の7の注4平18厚告556の五の七 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （３）医療連携体制加算（Ⅴ）については、医療機関等との連携により、看護職員を指定共同生活援助事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、５の看護職員配置加算又は９の医療的ケア対応支援加算を算定している場合は、算定しない。 | 平18厚告523別表第15の7の注5 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （４）医療連携体制加算（Ⅵ）については、喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、９の医療的ケア対応支援加算又は医療連携体制加算（Ⅰ）から（Ⅳ）までのいずれかを算定している場合にあっては、算定しない。 | 平18厚告523別表第15の7の注6 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （５）医療連携体制加算（Ⅶ）については、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」の十六のニ、十七のニ又は十八のロに定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等において、指定共同生活援助等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、５の看護職員配置加算又は９の医療的ケア対応支援加算を算定している場合は、算定しない。◎厚生労働大臣が定める施設基準（平成18年厚生労働省告示第551号）第16の二(１)　当該指定共同生活援助事業所の職員として、又は病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーション等との連携により、看護師を一名以上確保していること。(２)　看護師により二十四時間連絡できる体制を確保していること。(３)　重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居の際に、入居者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。◎厚生労働大臣が定める施設基準（平成18年厚生労働省告示第551号）第17の二、第18の二第16号ニの規定を準用する。 | 平18厚告523別表第15の7の注5平18厚告551の十六のニ平18厚告551の十七のニ準用（十六のニ）平18厚告551の十八のロ準用（十六のニ） | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| ２１　通勤者生活支援加算 | 指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助の利用者のうち100分の50以上の者が通常の事業所に雇用されているとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、主として日中において、職場での対人関係の調整や相談・助言及び金銭管理についての指導等就労を定着させるために必要な日常生活上の支援を行っている場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。◎留意事項通知第２の３の（８）㉓　通勤者生活支援加算の取扱いについて報酬告示第15の８の通勤者生活支援加算については、３の(２)の⑪の規定を準用する。◎留意事項通知第２の３の（２）⑪　通勤者生活支援加算の取扱いについて(一)　報酬告示第11の５の３の通勤者生活支援加算については、指定宿泊型自立訓練の利用者のうち、100分の50以上の者が通常の事業所に雇用されている場合に加算を算定するものであるが、この場合の「通常の事業所に雇用されている」とは、一般就労のことをいうものであって、指定就労移行支援、指定就労継続支援Ａ型及び指定就労継続支援Ｂ型の利用者は除くものであること。(二)　通勤者生活支援加算を算定する事業所においては、主として日中の時間帯において、勤務先その他の関係機関との調整及びこれに伴う利用者に対する相談援助を行うものとする。 | 平18厚告523別表第15の8の注 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| ２１　福祉・介護職員処遇改善加算 | 平成18年厚生労働省告示第543号「厚生労働大臣が定める基準」の四十一に定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。11において同じ。)が、利用者に対し、指定共同生活援助等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる区分に応じ、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。（１）福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）　　①　指定共同生活援助事業所の場合　2から9まで（2の2、2の2の2、2の3及び2の5の2を除く。（2）の①、(3)の①、11の(1)の①及び11の(2)の①において同じ。）により算定した単位数の1000分の86に相当する単位数②　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合　2の2から8まで(2の2の2、2の3、2の5及び2の7の(1)を除く。(2)の②、(3)の②、11の(1)の②及び11の(2)の②において同じ。)により算定した単位数の1000分の86に相当する単位数 ③　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　2の2の2から9まで（2の5の2、2の6及び7の3を除く。(2)の③、(3)の③、11の(1)の③及び11の(2)の③において同じ。）により算定した単位数の1000分の150に相当する単位数◎厚生労働大臣が定める基準　41第2号の規定を準用する。◎厚生労働大臣が定める基準２　介護給付費等単位数表第1の5の注の厚生労働大臣が定める基準イ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)次に掲げる基準のいずれにも適合すること。(１)　福祉・介護職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)に要する費用の見込額(賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。)が、福祉・介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。(２)　当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等(介護給付費等単位数表第1の1の注9の2に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所等をいう。以下同じ。)において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の福祉・介護職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員に周知し、都道府県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び同法第252条の22第1項の中核市(以下「中核市」という。)にあっては指定都市又は中核市の市長とし、基準該当サービスの場合にあっては登録先である市町村の市町村長とする。以下同じ。)に届け出ていること。(３)　福祉・介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために福祉・介護職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。(４)　当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、事業年度ごとに福祉・介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。(５)　算定日が属する月の前12月間において、労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)、最低賃金法(昭和34年法律第137号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、雇用保険法(昭和49年法律第116号)その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。(６)　当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、労働保険料(労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第10条第2項に規定する労働保険料をいう。以下同じ。)の納付が適正に行われていること。(７)　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。(一)　福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。(二)　(一)の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。(三)　福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。(四)　(三)について、全ての福祉・介護職員に周知していること。(五)　福祉・介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。(六)　(五)の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。(８)　(2)の届出に係る計画の期間中に実施する福祉・介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての福祉・介護職員に周知していること。ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)イの(1)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)次に掲げる基準のいずれにも適合すること。(１)　イの(1)から(6)まで及び(8)に掲げる基準に適合すること　。(２)　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。(一)　次に掲げる要件の全てに適合すること。a　福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。b　aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。(二)　次に掲げる要件の全てに適合すること。a　福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。b　aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。◎留意事項通知第２の３の（８）㉔　福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取扱いについて報酬告示第15の９及び10の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算については、２の(１)の㉑の規定を準用する。◎留意事項通知第２の２の（１）㉑　福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取扱いについて福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算の内容については、別途通知（「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和３年３月25日付け障障発0325第１号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知））を参照すること。 | 平18厚告523別表第15の9の注平18厚告543の四十一 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （２）福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）①　指定共同生活援助事業所の場合　2から9までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数②　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合　2の2から8までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数③　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　2の2の2から9までにより算定した単位数の1000分の110に相当する単位数 |  | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （３）福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）①　指定共同生活援助事業所の場合　2から9までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数②　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合　2の2から8までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数③　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　2の2の2から9までにより算定した単位数の1000分の61に相当する単位数 |  | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| ２２　福祉・介護職員等特定処遇改善加算 | 平成18年厚生労働省告示第543号に規定する「厚生労働大臣が定める基準」の四十二に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定共同生活援助事業所等が、利用者に対し、指定共同生活援助等を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。（１）福祉・介護職員特定処遇改善加算(Ⅰ)①指定共同生活援助事業所の場合　2から9までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数②日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合　2の2から8までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数③外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　2の2の2から9までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数 | 平18厚告523別表第15の10の注平18厚告543の四十二十七（準用） | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （２）福祉・介護職員特定処遇改善加算(Ⅱ)①指定共同生活援助事業所の場合　2から9までにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数②日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合　2の2から8までにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数③外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　2の2の2から9までにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数◎厚生労働大臣が定める基準　42第17号の規定を準用する。◎厚生労働大臣が定める基準　17イ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)次に掲げる基準のいずれにも適合すること。(１)　障害福祉人材等の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。(一)　経験・技能のある障害福祉人材のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上となる、又は改善後の賃金(退職手当を除く。)の見込額が年額440万円以上となること。ただし、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はその限りではないこと。(二)　当該指定自立訓練（生活訓練）事業所(介護給付費等単位数表第5の1の注1に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。以下同じ。)における経験・技能のある障害福祉人材の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材(経験・技能のある障害福祉人材を除く。)及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っていること。(三)　障害福祉人材(経験・技能のある障害福祉人材を除く。)及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材以外の職員(専門的な技能を有すると認められるものを除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上となること。ただし、障害福祉人材以外の職員(専門的な技能を有すると認められるものを除く。)の平均賃金額が障害福祉人材(経験・技能のある障害福祉人材を除く。)及び障害福祉人材以外の職員のうち研修等により専門的な技能を有すると認められるものの平均賃金額を上回らない場合はその限りではないこと。(四)　障害福祉人材以外の職員(専門的な技能を有すると認められるものを除く。)の改善後の賃金(退職手当を除く。)の見込額が年額440万円を上回らないこと。(２)　当該指定自立訓練（生活訓練）事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の障害福祉人材等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての障害福祉人材等に周知し、都道府県知事に届け出ていること。(３)　福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために障害福祉人材等の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。(４)　当該指定自立訓練（生活訓練）事業所において、事業年度ごとに障害福祉人材等の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。(５)　自立訓練（生活訓練）サービス費における福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを届け出ていること。(６)　自立訓練（生活訓練）サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。(７)　(2)の届出に係る計画の期間中に実施する障害福祉人材等の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該障害福祉人材等の処遇改善に要する費用の見込額を全ての障害福祉人材等に周知していること。(８)　(7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。ロ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| ２３　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算＜居宅介護準用＞ | 　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等が、利用者に対し、指定共同生活援助等を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。①指定共同生活援助事業所の場合　2から9までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数②日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合　2の2から8までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数③外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　2の2の2から9までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数◎厚生労働大臣が定める基準　42の２第３号の２の規定を準用する。◎厚生労働大臣が定める基準　３の２次に掲げる基準のいずれにも適合すること。イ　障害福祉人材等の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、障害福祉人材等のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当の額の引上げに充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。ロ　指定居宅介護事業所等において、イの賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の障害福祉人材等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等ベースアップ等支援計画書を作成し、全ての障害福祉人材等に周知し、都道府県知事に届け出ていること。ハ　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために障害福祉人材等の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。ニ　当該指定居宅介護事業所等において、事業年度ごとに障害福祉人材等の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。ホ　居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。ヘ　ロの届出に係る計画の期間中に実施する障害福祉人材等の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該障害福祉人材等の処遇改善に要する費用の見込額を全ての障害福祉人材等に周知していること。 | 平18厚告523別表第15の11の注平18厚告543の42号の２ | 適宜必要と認める報酬関係資料 | 加算の届出[ ] 有り[ ] 無し | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |